

3 1 1 受入全国協議会交流事業in塩谷

日時：2016年9月10日（土）15：00～

場所：栃木県塩谷町大平崎自然休養村センター

塩谷町指定廃棄物処分場問題について

放射能から子供を守る会・塩谷
(塩谷町指定廃棄物最終処分場反対同盟会)

大山昌利

ホームページ kodomo-mirai.jimdo.com

今回発表の目的

- 受入全国の皆さんに知って欲しい
 - 塩谷町に起こったこと
 - 環境省の嘘、理不尽さ
 - 処分場の問題の背後にあるもの
 - 現在の反対運動と問題点
 - 過去の住民運動との共通点

- 皆さんに求めるもの

発表内容

- 塩谷町処分場問題
 - 指定廃棄物の問題
 - 選定プロセスの問題
 - 市町村長会議
 - 有識者会議（検討会）
 - 選定手法
 - 処分場の問題点（立地上の様々な問題）
 - ~~● 焼却炉の問題点（バダフィルターに関する嘘）~~
 - ~~● 同盟会活動（住民運動）の問題（塩谷町特有？）~~
- 解決に向けて
 - ~~● 山に登る方法~~
 - 根本的な解決（根本原因を叩く）

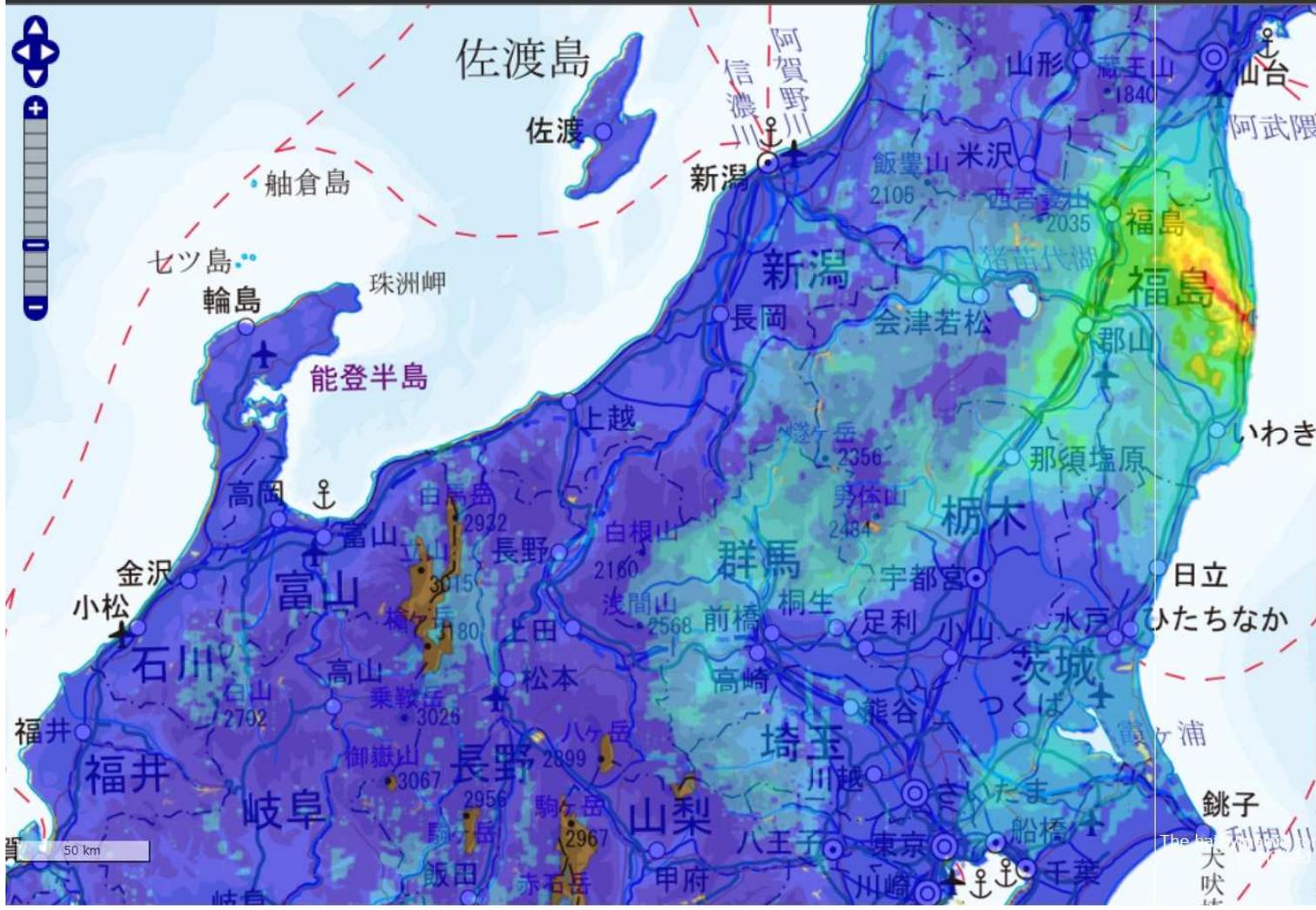
放射線量等分布マップ拡大サイト

🔍 地名や施設名を入力してください。

関連情報

PDF版はこちら

このサ



>> データ

航空機モニタリング結果

現状の放射線の影響の把握にあたっては、更新にしてください。

平成24年05月31日時点(全国版)

- 航空機 軌跡
- 空間線量率
- セシウム134+137の合計
- セシウム134
- セシウム137

[測定結果資料\(PDF\)はこちら](#)

地表面から1mの高さの空間線量率(μSv/h)

	19.0 < 測定値	
	9.5 < 測定値 ≤ 19.0	
	3.8 < 測定値 ≤ 9.5	
	1.9 < 測定値 ≤ 3.8	
	1.0 < 測定値 ≤ 1.9	
	0.5 < 測定値 ≤ 1.0	
	0.2 < 測定値 ≤ 0.5	
	0.1 < 測定値 ≤ 0.2	
	測定値 ≤ 0.1	
	測定結果が得られていない範囲	

※本マップには天然核種による空間線量率が含まれていません。



たかはら山

候補地

日光

塩谷郡

矢板

© 2015 ZENRIN
Image Landsat
Image © 2015 DigitalGlobe

Google earth

ツアーガイド 2011

画像取得日: 2014/10/30 36° 49'32.81" N 139° 48'52.22" E 標高 552 m 高度 13.83 km

指定廃棄物とは (環境省資料より)

- 一定濃度 (1 キログラム当り 8,000 ベクレル) を超える放射性物質を含み、**環境大臣が指定した廃棄物**
- これらは**放射性物質汚染対処特措法**に基づき、国が処理を行う。
- 処理体制が整うまでの間は、事業者が保管。
 - 安全に保管するための措置は国
 - 保管・土地占有に対する**補償請求は東電へ、**
 - **自分で申請交渉する必要⇒現状タダ置き**
 - 環境省アンケート「新たな施設の設置が進まず、一時保管が長期にわたることについて、どう考えますか。」
⇒「早く持って言ってほしい」(当たり前)
→処分場を受け入れない塩谷町が悪者にされる

指定廃棄物形態（塩谷町は牧草）



焼却灰



下水汚泥



浄水発生土

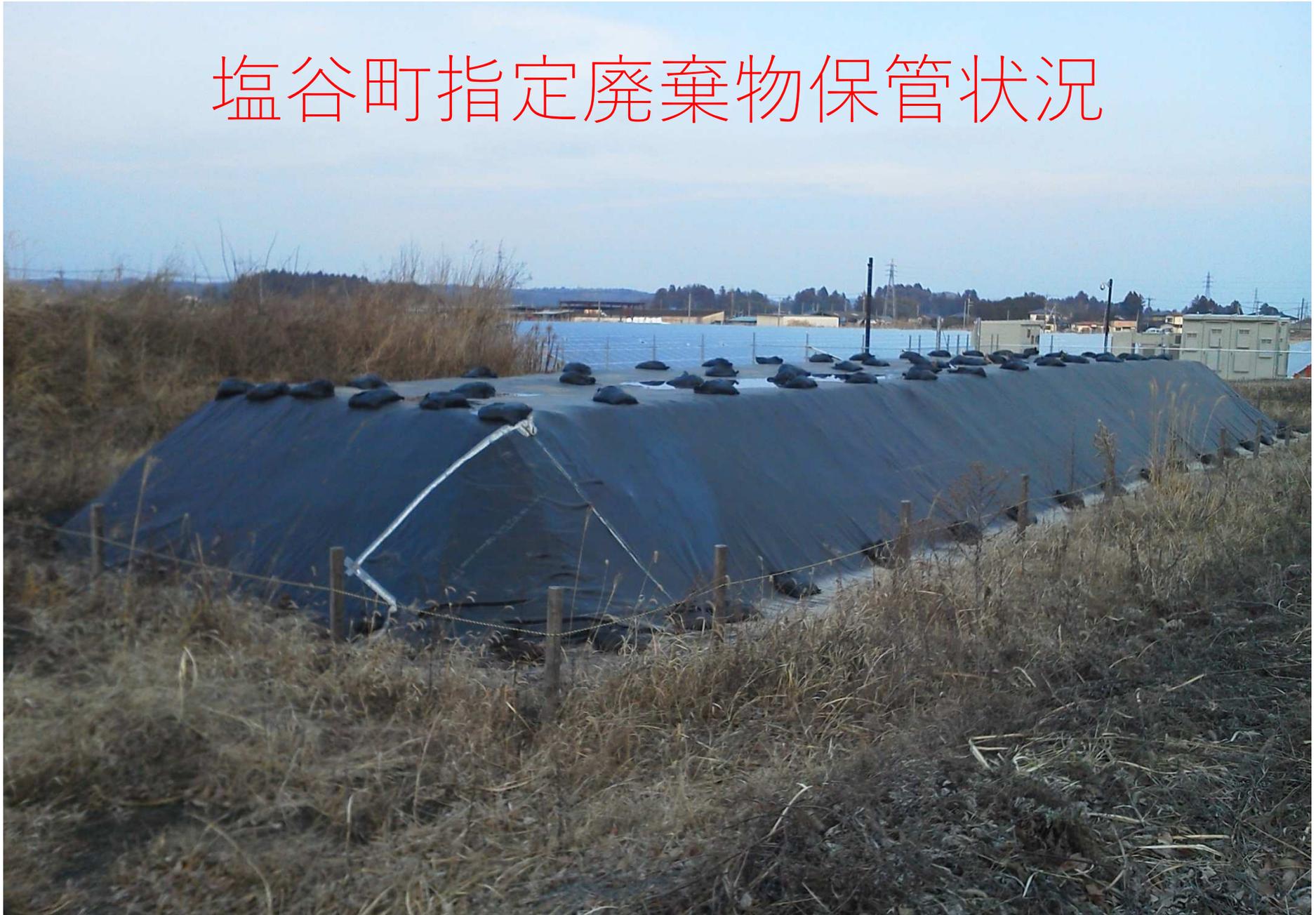


農林業系副産物(稲わら)



農林業系副産物(たい肥)

塩谷町指定廃棄物保管状況



栃木県指定廃棄物保管例

栃木県全体	1 3 7 5 7	トン
那須塩原市	3 8 8 9	トン
那須町	3 2 9 1	トン
宇都宮市	2 6 5 3	トン
日光市	1 8 7 6	トン
塩谷町	2 2 . 8	トン (0.16%)

※下から10番目、（上から17番目）

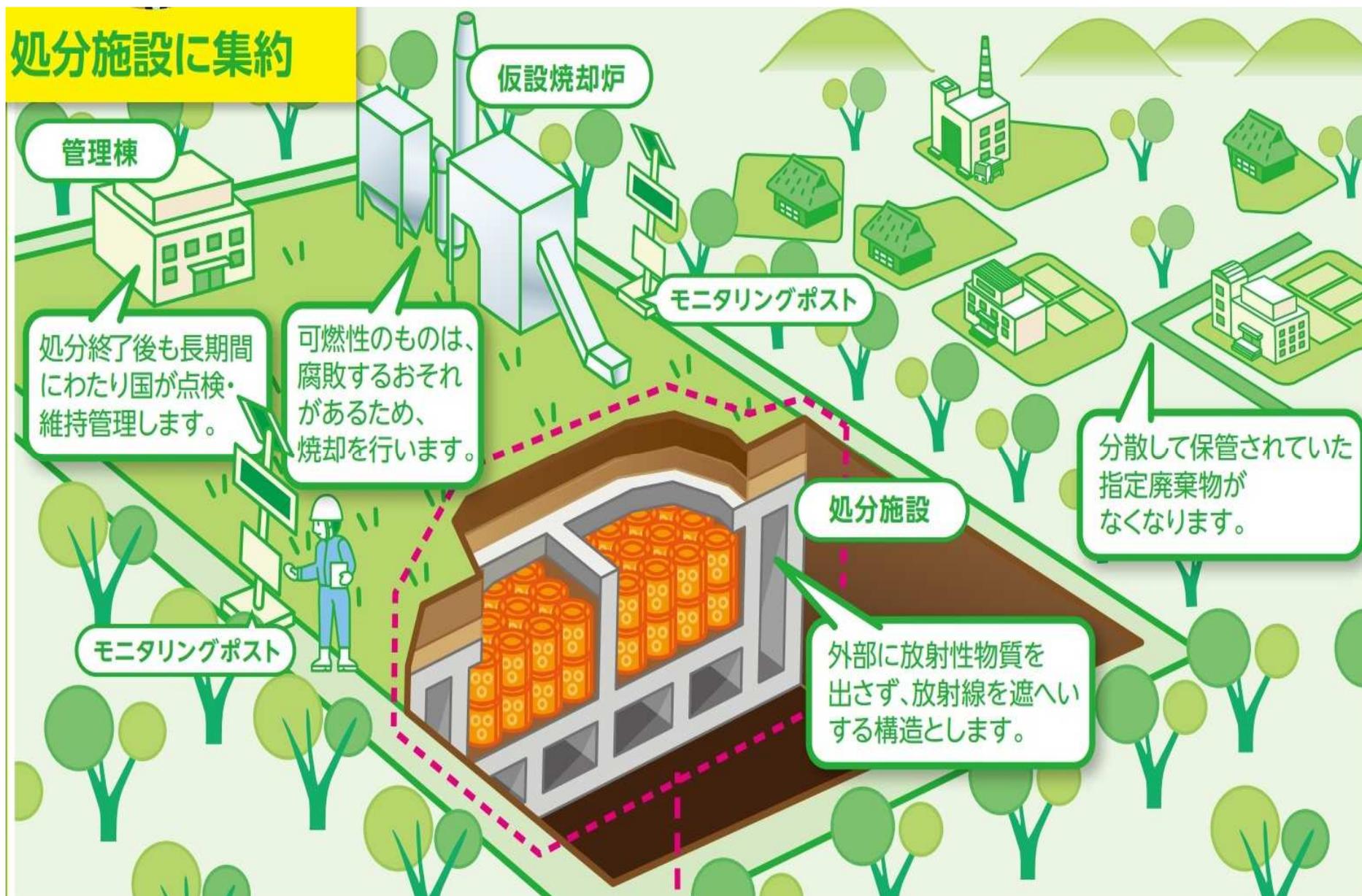
※※ただし、塩谷町指定廃棄物は購入牧草。

購入後指定廃棄物に指定され移動禁止となった

なので、**塩谷町で排出した指定廃棄物は0トン**

塩谷町がご地元で出したゴミは無し！

環境省HP 処分場イメージ



放射性廃棄物汚染対処特措法（特措法）とは ①

- 廃棄物処分方法
- 従来

判定基準
(クリアランスレベル) は
100Bq/kg

放射性物質および放射能に汚染されたもの

通常のごみ
(左記以外)

原子炉等規制法

廃棄物処理法

放射性廃棄物汚染対処特措法（特措法）とは

● 廃棄物処分方法

● 従来

- 放射性物質および汚染されたもの→原子炉等規制法
- 通常のごみ（上記以外）→廃棄物処理法

※判定基準（クリアランスレベル）は100 Bq/kg以下。

それ以上は低レベル放射性廃棄物処理施設での厳格な管理が必要。

● 福島第一原発事故後

- 大量の放射性物質が発生、拡散→新たな法律
- ただし従来の廃棄物処理法は変えず、**特別措置法**制定
 - 必要な措置は**国の責任**で主導で講じる
 - 汚染の高い地域や廃棄物は**国の責任**で処理、低いもの**自治体**
 - 低いものに特別の処理・維持管理基準→「特措法」
 - 高い・低いの境目が8000ベクレル/kg

● 環境省「 ${}^{137}\text{Cs}$ 100Bqは安全に再利用できる基準」

「 ${}^{137}\text{Cs}$ 8000Bqは安全に処理するための基準」

特措法・指定廃棄物の問題点

- そもそも 8000 ベクレル/kg 以下は大丈夫？
 - 8000 以下なら安全に処理出来る？
(= 一般廃棄物と同じ処分で大丈夫?)

※IAEAも

「処理等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間
1ミリシーベルトを超えないようにするものとする」
(閣議決定された特措法の基本方針)

- 指定廃棄物は**申請により指定**。しない県も・・・
- **事故由来**じゃない 100 ベクレル/kg は今でも、
埋め立て禁止、厳重管理。
- 栃木県知事は、8000 ベクレル/kg より下
がったら掘り出して再利用したら？
⇒環境省は検討に入った。

これまでの選定経緯（1）

- **放射性物質汚染対処特措法（平成24.1.1施行）**
 - 指定廃棄物は**国が処分**する。
- **特措法に基づく基本方針（平成23.11.11閣議決定）**
 - 指定廃棄物の処理は、**排出された都道府県**で！
 - （自分のゴミは自分のところで処分すべき）
 - （福島にこれ以上負担を掛けられない）
- **指定廃棄物の今後の処理の方針（平成24.3.30環境省公表）**
 - 保管がひっ迫している都道府県では、平成26年度末を目標に、国が必要な処分場等を**集約して設置**。
 - **県内一箇所（理由は・・・？）**
 - （一県一カ所という方針の下で粛々とやっていかせていただいているということでございます。そこについてはぜひご理解をお願いしたいby環境省）

室石参事官 ゴミは自分の所で

- やはり通常のごみも**出た所で処理**をしていくという考えの下で処理をされているのが普通だと思います。
- 最初のご質問、ご意見を出された方が、これは降ってきたものではないかと。
- 被害者である、被害県であるというのも大変ごもっともなんですけれども、**くつついたもの自体はご地元で出てきたごみ**であるということもまた間違いのないものであります。
- 農業系の牧草にしても、あるいは下水汚泥にしても、付着している**本体のほうはご地元で出たごみ**ということでございますので、そういう意味で、発生した場所で処理をしていくということやらないとなかなかうまくいかないんだろうなというようなことを、私自身は思っております。

全部リサイクル出来る資源だったものをゴミにさせられたはず。塩谷町はそのゴミを出してない・・・

これまでの選定経緯（1）

- **放射性物質汚染対処特措法（平成24.1.1施行）**
 - 指定廃棄物は**国が処分**する。
- **特措法に基づく基本方針（平成23.11.11閣議決定）**
 - 指定廃棄物の処理は、**排出された都道府県**で！
 - （自分のゴミは自分のところで処分すべき）
 - （福島にこれ以上負担を掛けられない）
- **指定廃棄物の今後の処理の方針（平成24.3.30環境省公表）**
 - 保管がひっ迫している都道府県では、平成26年度末を目標に、国が必要な処分場等を**集約して設置**。
 - **県内一箇所（理由は・・・？）**
 - （一県一カ所という方針の下で粛々とやっていかせていただいているということでございます。そこについてはぜひご理解をお願いしたい
by環境省）

これまでの選定経緯（2）

- **栃木県では矢板市塩田を候補地として提示（H24.9.3）**
 - 住民反対運動で説明会開催できず
 - 寝耳に水で反発→スケジュールに遅れ
 - 政権交代⇒前政権下の取組検証・選定プロセス見直
-
- 検証結果
 1. 選定作業で**意思疎通不足**
 2. **安全性への理解不足・専門家評価不足**
 3. 各県の**状況把握不足**
 - その後の対応
 1. **市町村長会議**で共通理解・状況把握
 2. 専門家による**有識者会議**（安全・手法）
 3. **詳細調査**の実施
 4. 市町村・住民との意見交換重視

これまでの選定経緯（3）

- **新たな選定プロセス**

- 4回に渡る**市町村長会議**
- 平行して5回**有識者会議**実施

- 有識者会議でとりまとめられた基本的な選定手法の案に栃木県の**地域特性を配慮**して確定

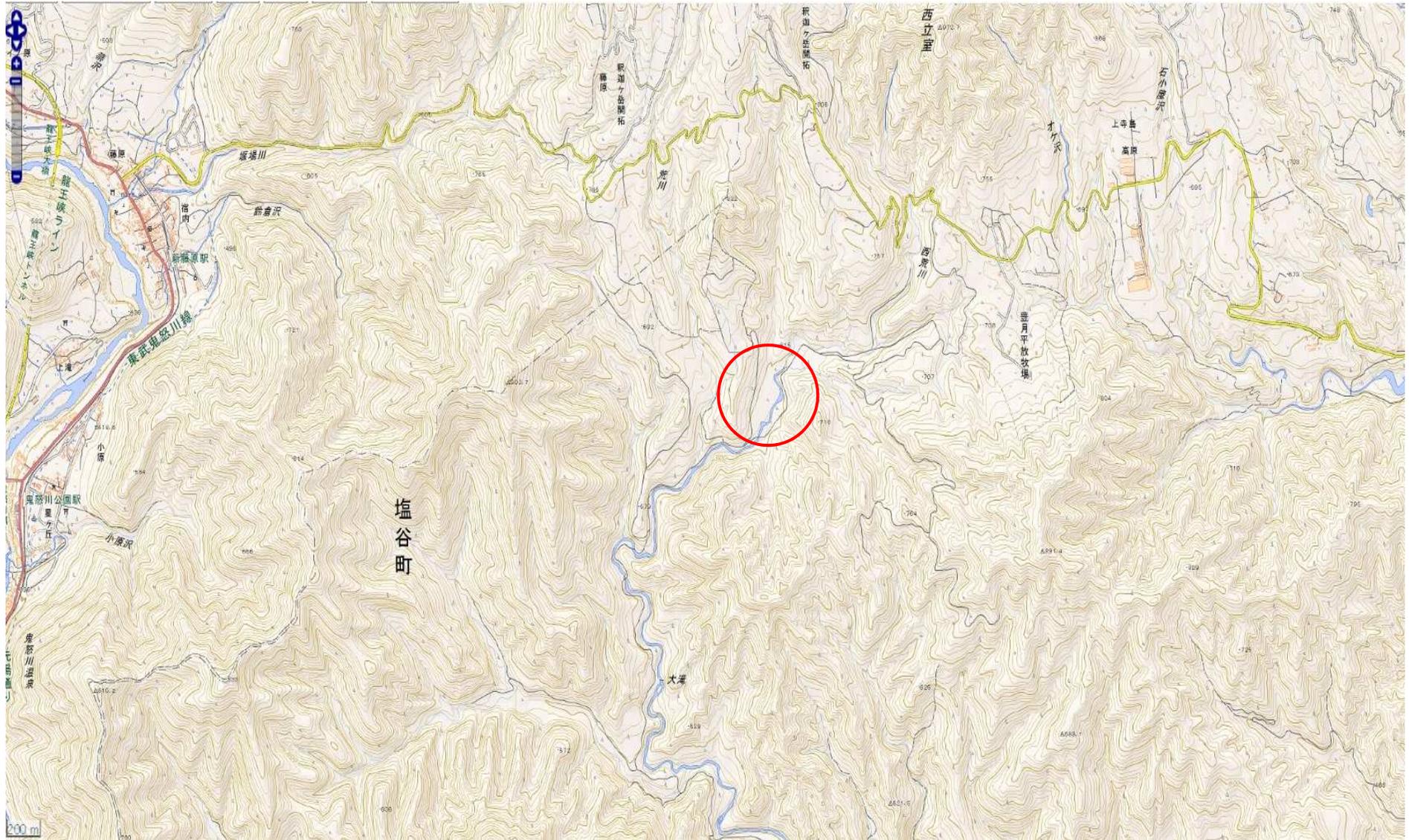
- 安全性の確保できる地域を抽出
- 地域特性として配慮すべき事項を尊重した地域を抽出
- 必要面積を確保した土地の抽出
- 安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定（適性評価、総合評価）

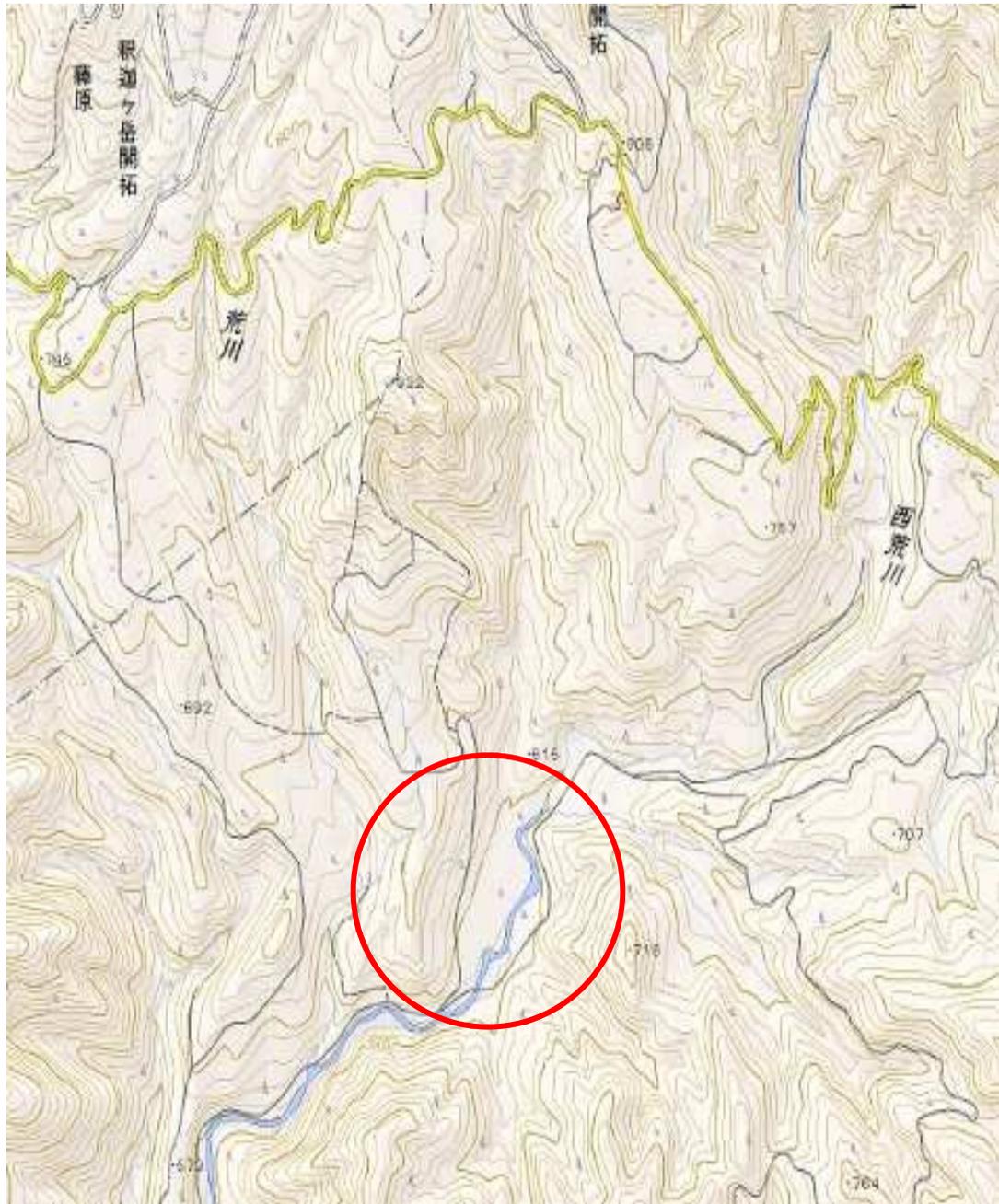
- **H26.7.30塩谷町寺島入候補地選定**（By環境省）

塩谷町寺島入
指定廃棄物処分場候補地

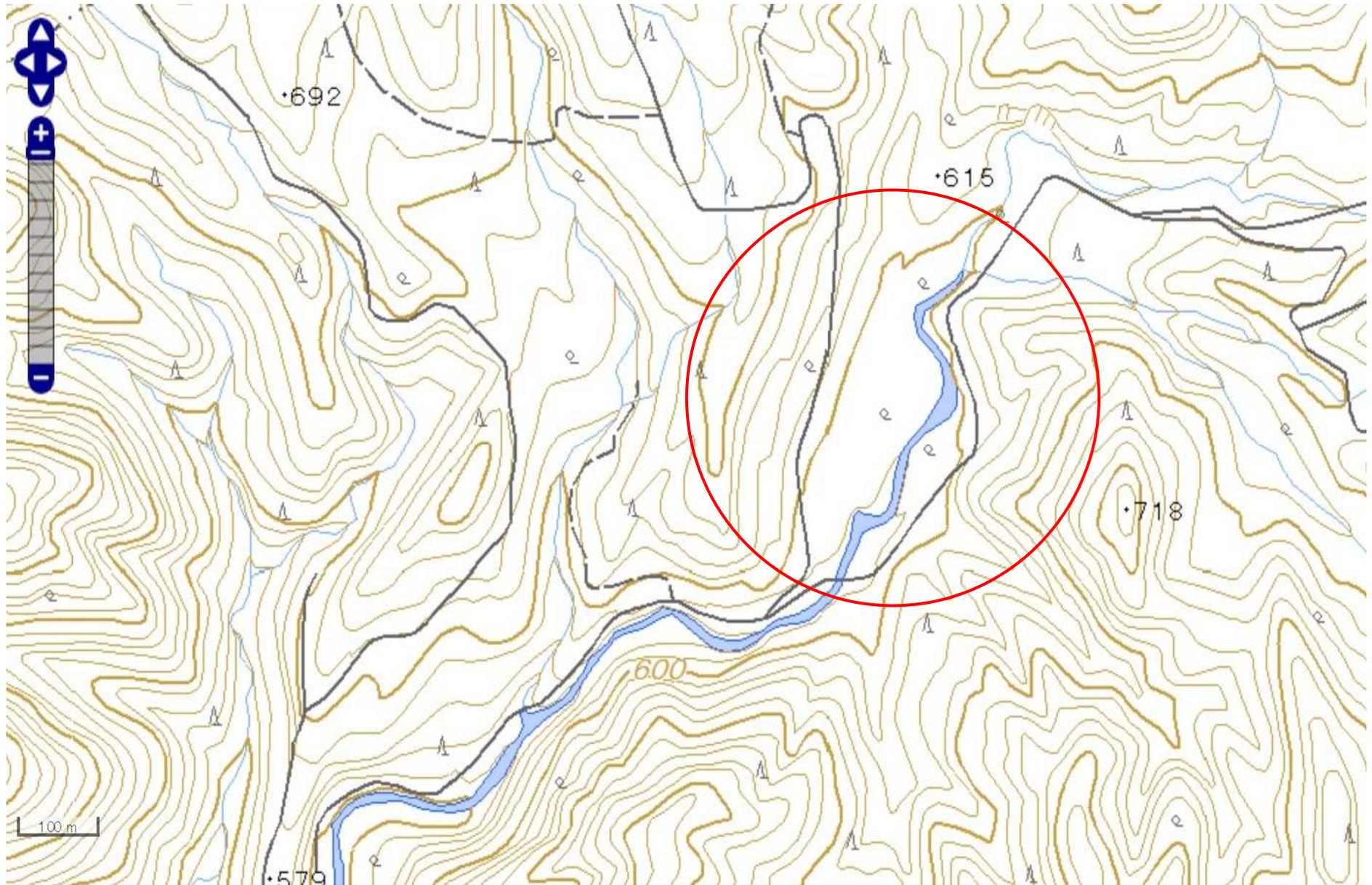
なんでこんなところに・・・

詳細調査候補地 地形図

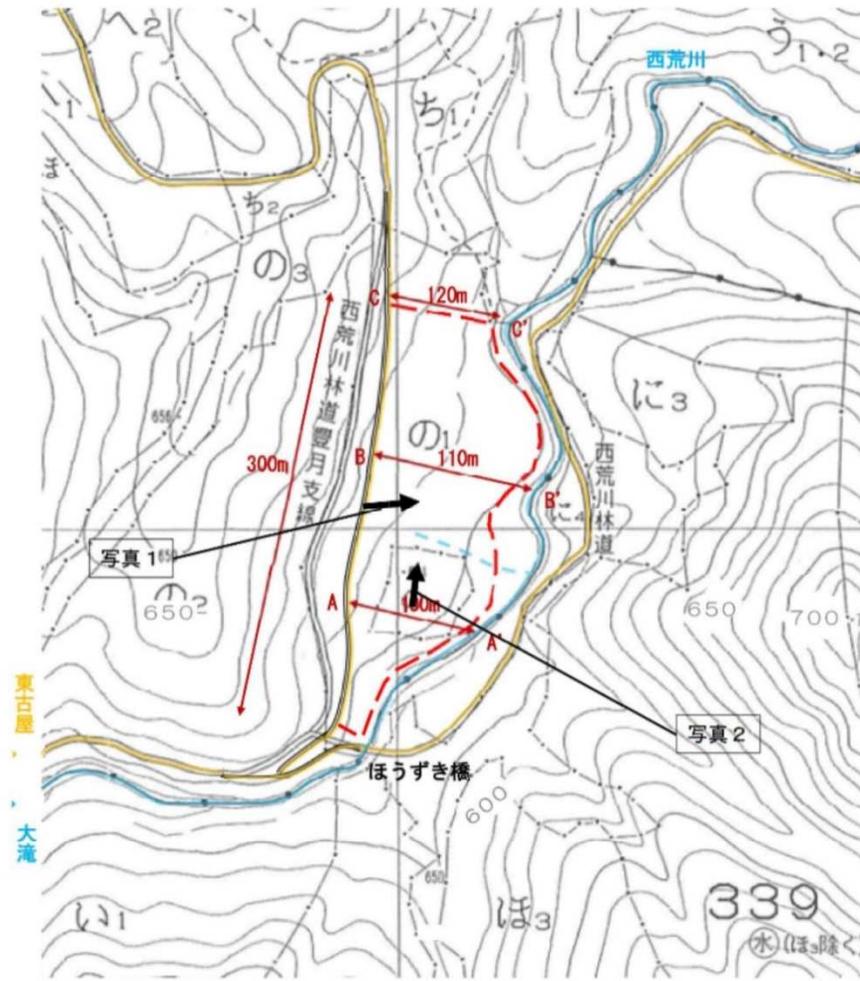




候補地 詳細地形図



— 詳細調査候補地の状況 —



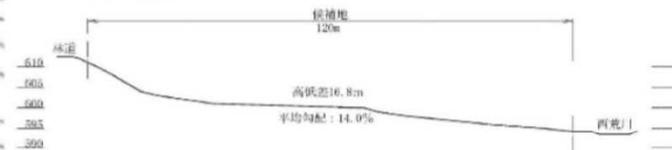
複数の段丘面からなる平坦面



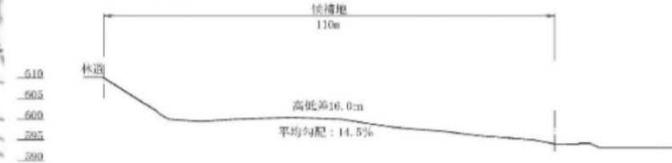
植生はスギおよびカラマツ植生



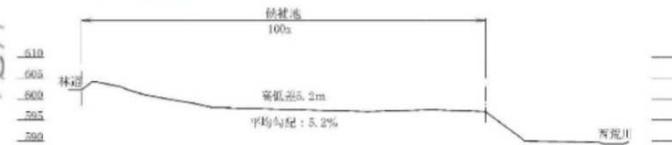
C-C' 断面



B-B' 断面

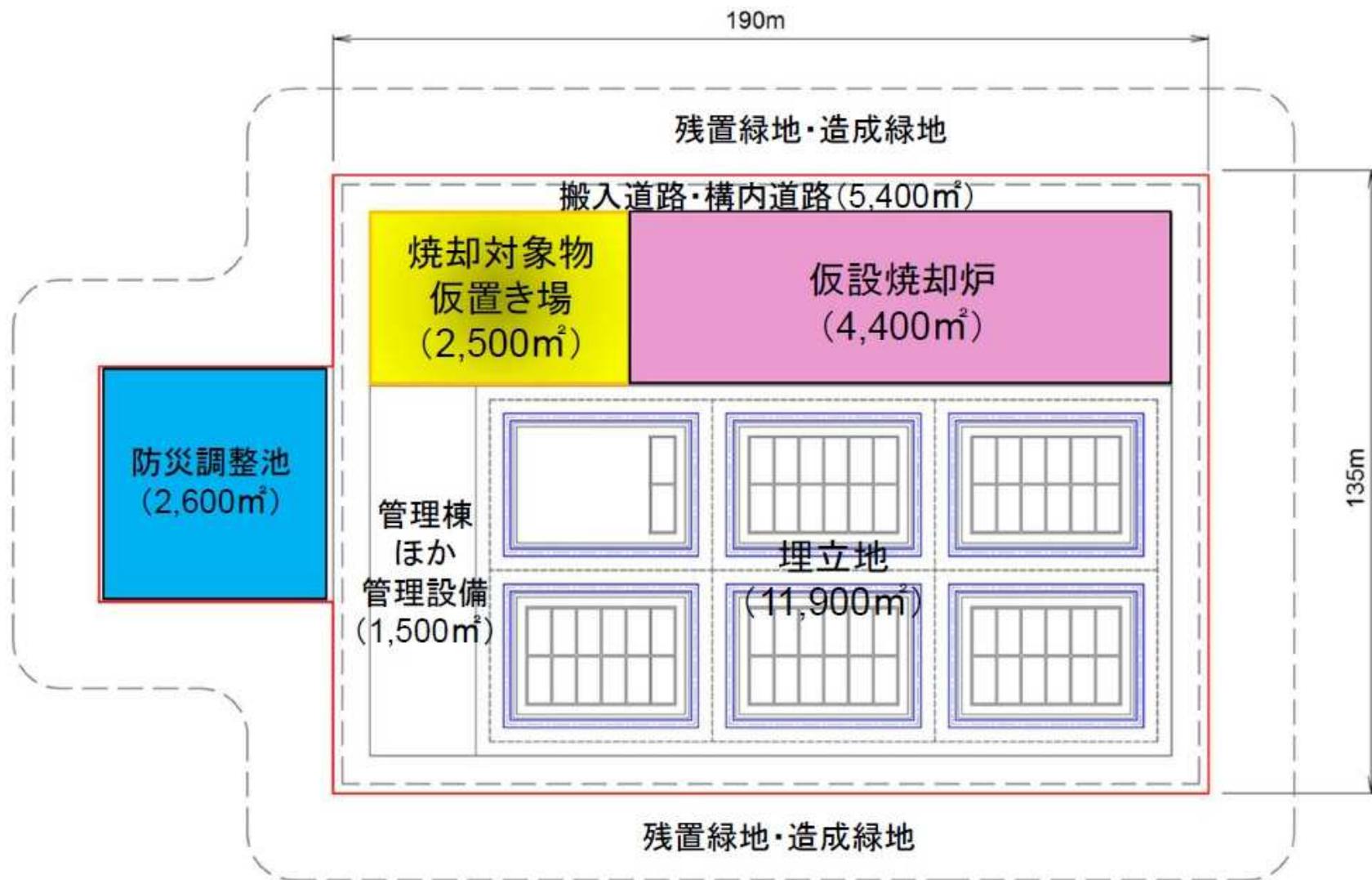


A-A' 断面





処分場配置計画イメージ



 施設配置上
必要な用地

伐採作業用渡河地点



渡河地点扩大



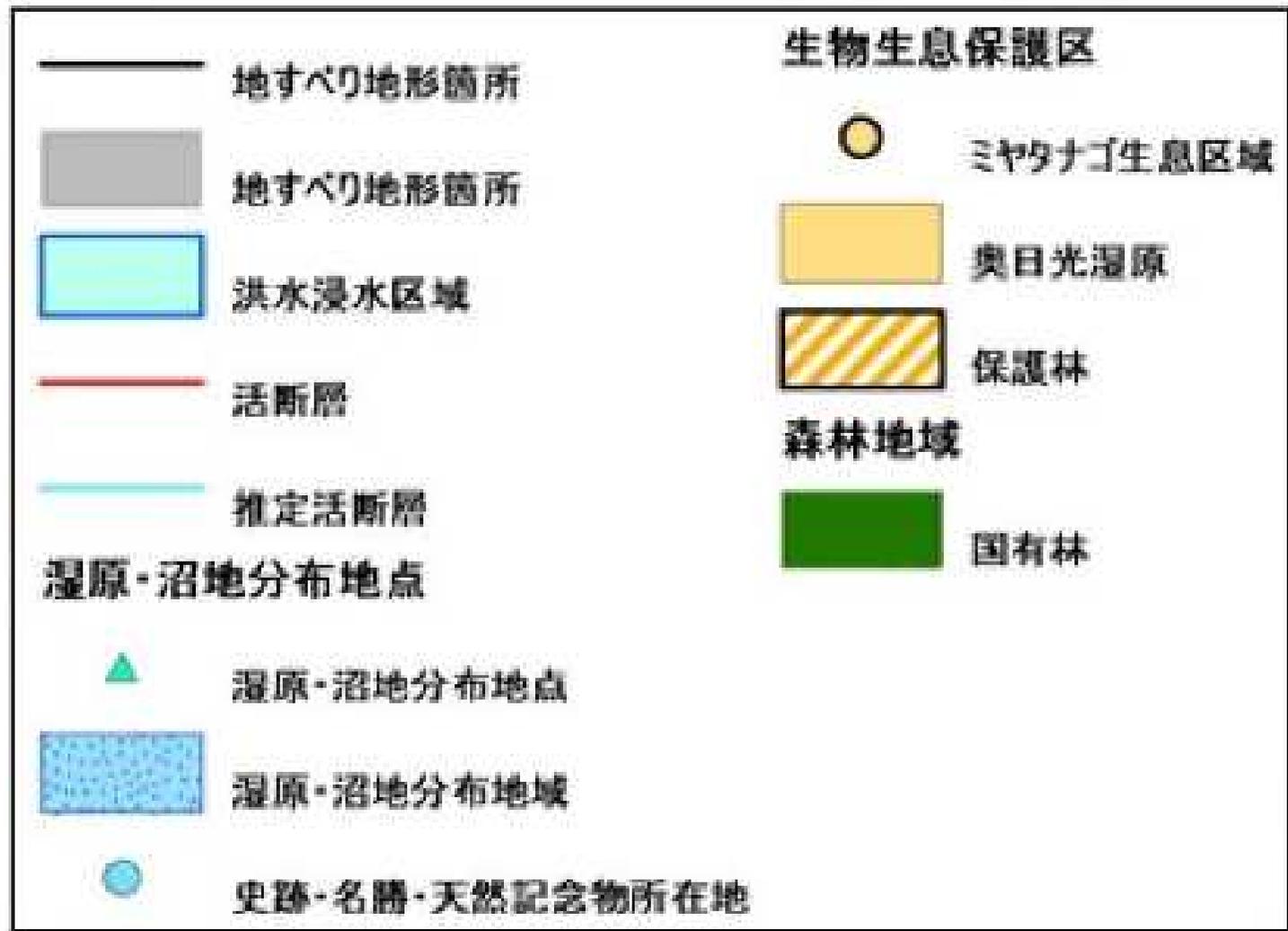
候補地隣接 西荒川源流



候補地浸水跡（土砂の堆積）



二次スクリーニング



二次スクリーニング

洪水浸水地域は
国・県のデータ

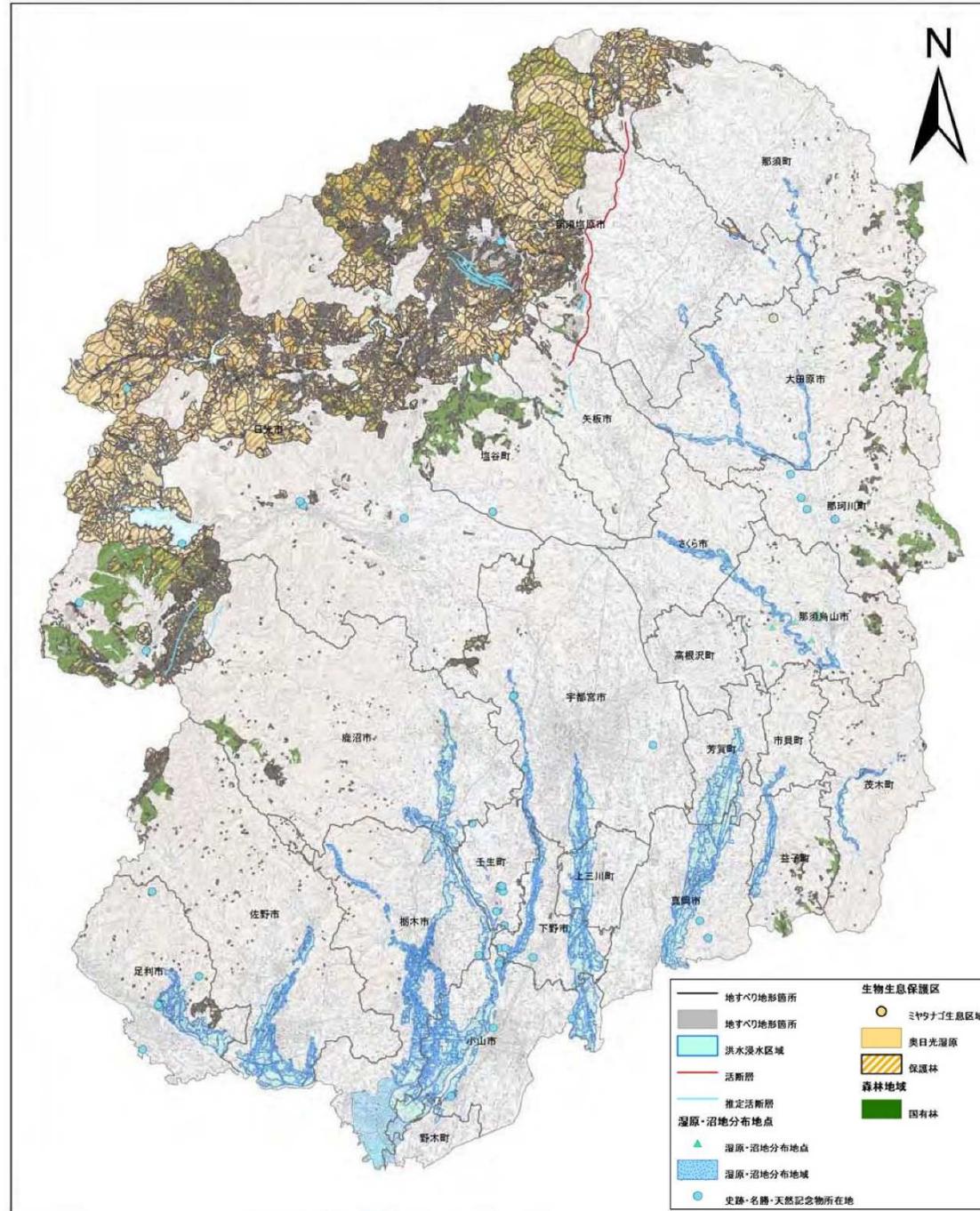


図 4.3 県内の除外する地域等の分布

全国 > 栃木県 > さくら市

重ねて見たい防災情報

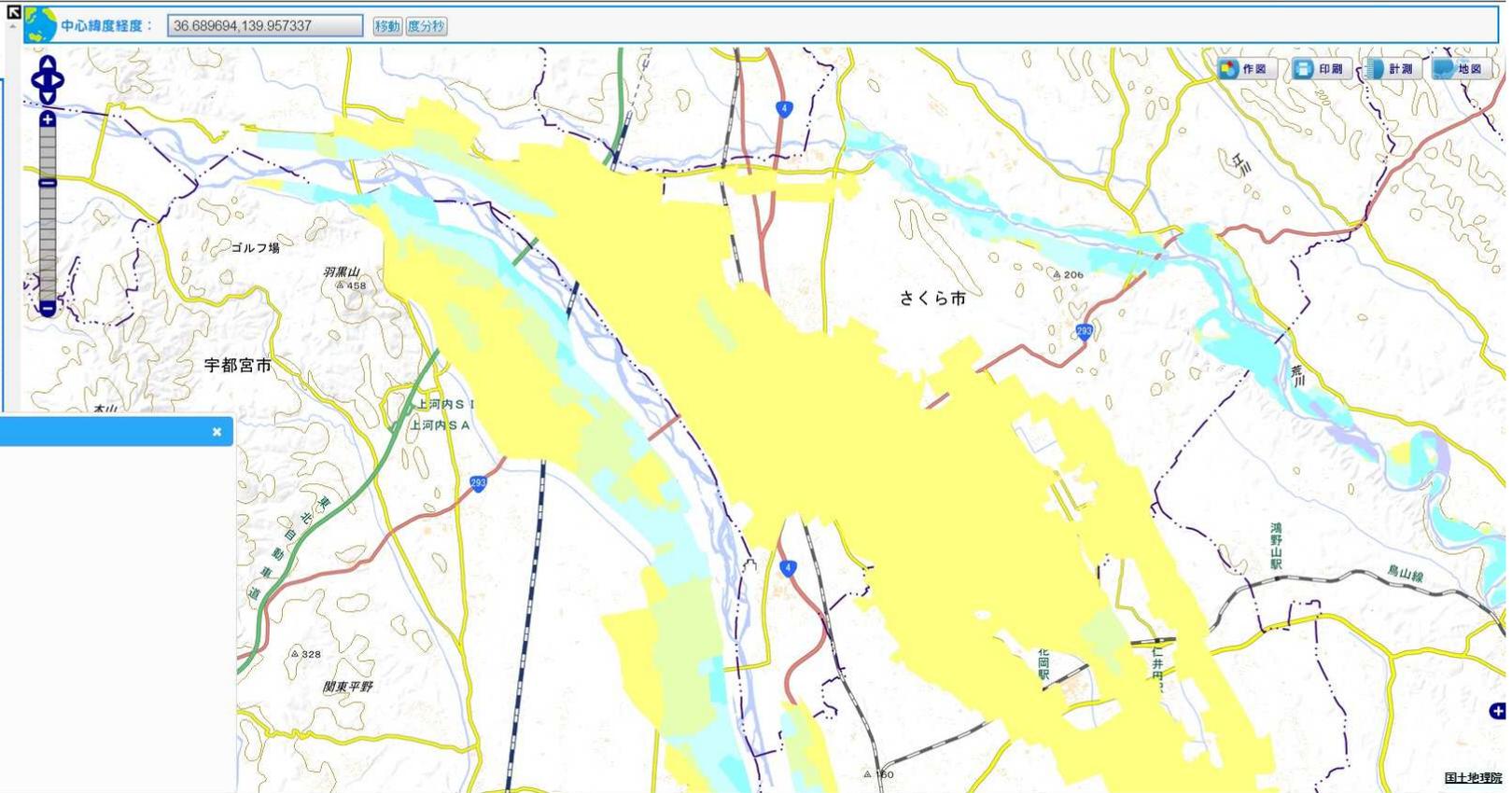
防災に関する情報 ファイル操作 地名等検索

- 各種ハザード情報
 - 浸水想定区域
 - 洪水ハザードマップ
 - 土砂災害危険箇所
 - 土石流危険渓流
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 地すべり危険箇所
 - 崖崩危険箇所
- 災害時に役立つ情報
 - 道路冠水想定箇所
 - 事前通行規制区間
 - 緊急輸送路
- 防災に役立つ地理情報
 - 写真
 - 土地条件図
 - 沿岸海域土地条件図
 - 治水地形分類図
 - 明治前期の低湿地
 - 都市圏活断層図
 - 火山基本図
 - 火山土地条件図
 - 色別標高図

凡例

浸水想定区域

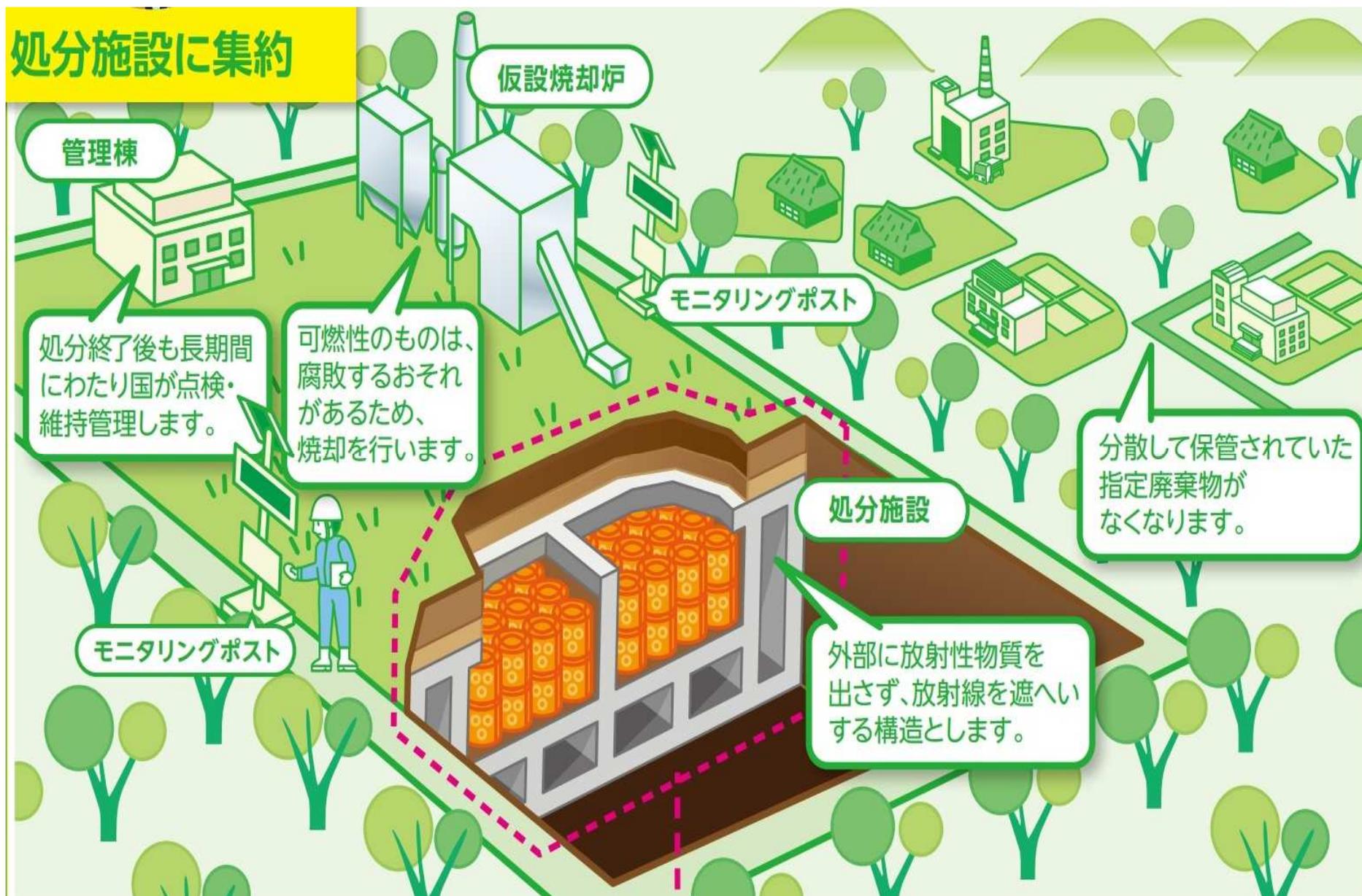
0.5m未満
0.5~1.0m
1.0~2.0m
2.0~3.0m
3.0~4.0m
4.0~5.0m
5.0m以上



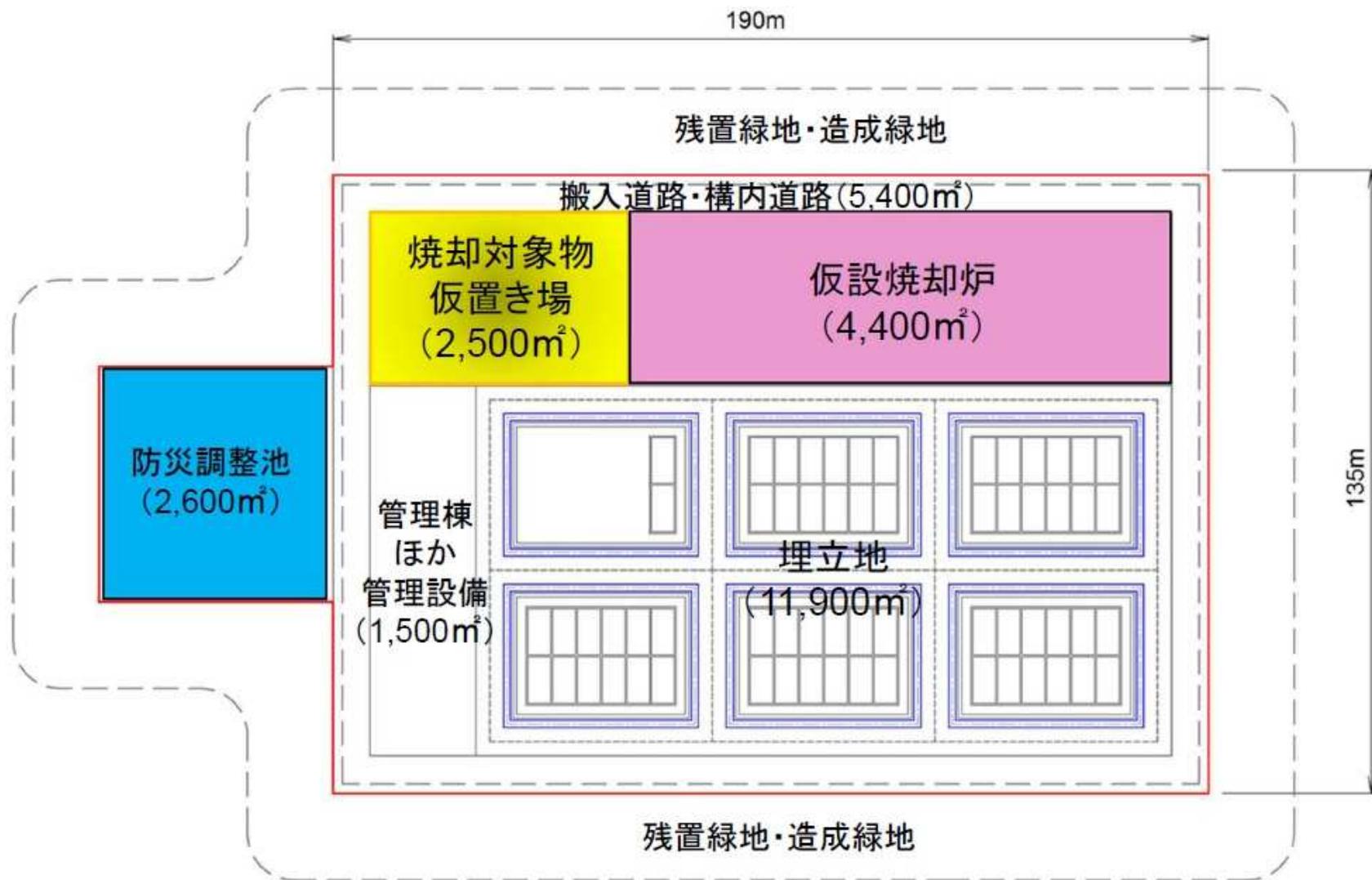
河川・河川敷はハザードマップから除外されている



環境省HP 処分場イメージ



処分場配置計画イメージ



 施設配置上
必要な用地

埋立て終了後 数十年間

3年程度

② 埋立終了後「第1監視期間」

処分施設の上部をコンクリートと土壌でしっかりと覆い、埋立終了後も雨水の浸入を防ぎます。コンクリートのひび割れ点検などを行って、施設の健全性を確認し、適切に管理します。



数十年程度

第一監視期間

処分施設の構造(第1監視期間)

●放射性物質を含む廃棄物の影響を遮断
コンクリートで二重に囲んだ遮断型の構造

●廃棄物の飛散・漏出防止
丈夫な袋(フレキシブルコンテナなど)や容器に入れて埋め立て

●放射線の遮へい
すきまに放射性セシウムを吸着する性質を持つ土壌などを充てんし、サンドイッチ状に埋設

●雨などの浸入の防止
コンクリート・止水性のあるベントナイト混合土・土などによる遮断層の設置

●空間線量率を測定
モニタリングポストを設置し、敷地境界の空間線量率を測定

●コンクリートの腐食防止
コンクリートの腐食を防ぐ保護層の設置

●目視による点検・診断
管理点検廊を設置し、目視によりコンクリートの健全性を点検・診断および必要に応じて補修管理

●地下水のモニタリング
観測井を設置し、地下水のモニタリングを実施

※この構造は、10万ベクレル/kg超の指定廃棄物を含む廃棄物の処理基準に対応したものです。

第二監視機関 数十年後～300年？

数十年程度

③ 埋立終了後「第2監視期間」

管理点検廊を、ベントナイト混合土で充てんし、万が一コンクリートが劣化しても放射性物質が漏れ出ることのないようにします。以降、長期にわたりモニタリングを継続します。



② 現状どうなっていて、どのように処理するのか

数十年後～

- セシウムを吸着する性質のあるベントナイト混合土を管理点検廊に充てんします。
- これにより、仮にコンクリートが劣化した場合でもセシウムが長期管理施設の外に漏れ出ることを防ぎます。
- セシウムは50cmのベントナイトを通過するのに97年かかるとされています。（放射性セシウム濃度は100年で約16分の1に減衰します。＊）
＊セシウム134と137の比率は、放出された時点で1:1であると仮定して計算しています。



ベントナイトとは

ベントナイト販売会社HPより

水を吸うと自らの体積の**10倍以上**に膨張し、さらに多量の水と混合すると強力な粘性を発揮する。しかも、長時間においても沈殿せず、無機物だから公害の心配がない。こんな不思議な粘土、それがベントナイトです。

本当に大丈夫？

耐久性、耐震性に優れた処理施設

- 100年以上の耐久性をもつ処理施設をつくります。
- シミュレーション解析により、考えられる最大級の地震に対しても倒壊、崩壊しない処理施設をつくります。

鉄筋コンクリート構造体の耐用年数

供用期間の級	耐用年数
標準供用級	およそ65年
長期供用級	およそ100年
超長期供用級	およそ200年



- 地中で環境変化が少ない場合、コンクリートの劣化は遅くなります。
- 鉄筋の発錆(さび)を抑制する対策を講じることで、耐久性を増すことができます。

出典：日本建築学会
建築工事標準仕様書・同解説5 第13版

それでも災害や事故が起きた場合（１）

焼却期間中・埋立期間中

- ・台風や強風、大雨、大雪が予想される場合は、作業を中止し、防災対策を講じます。
- ・地震時は、埋立作業を中断し、周囲の確認や設備の点検を実施します。
- ・火災時は、埋立作業を中断し、初期消火を実施した上で、施設の損傷等を確認します。
- ・亀裂など、施設の異常が見つかった場合には、すみやかに補修します。

それでも災害や事故が起きた場合（２）

埋立終了後

- 地震時は、管理点検廊などにおいて、コンクリートの亀裂等を確認します。
- 二重壁の外側に設置したモニタリング井戸において、放射性セシウムの異常が認められた場合は、速やかに新たな遮水壁を設置し、敷地外へ漏れ出ることを防ぎます。
- 亀裂など、施設の異常が見つかった場合には、すみやかに補修します。

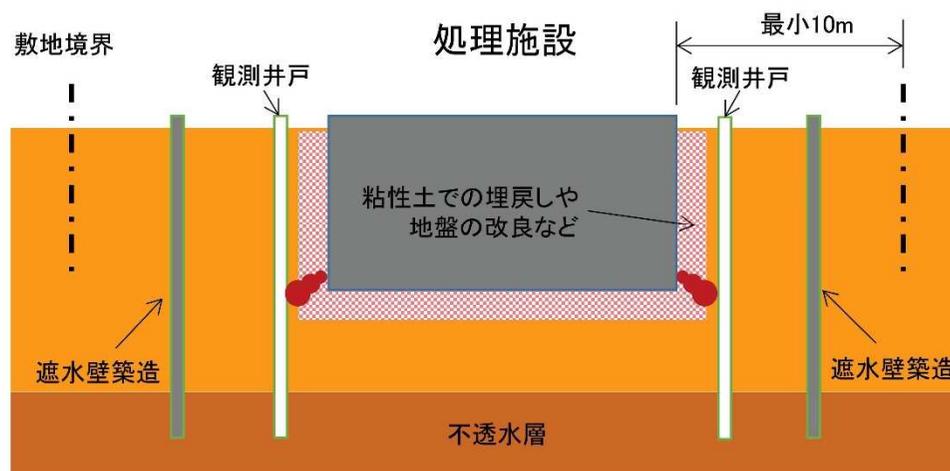
室石参事官の福島原発事故教訓

3.1 1 以降は絶対という安全神話は崩れたと私どもも思っております。ですから、まずどんなことがあっても大丈夫な、現在**考えられる大丈夫な、一番安心・安全な施設を造ります**けれども、**それでもそれが壊れることを一応想定**して、壊れたときの**対策を取っておく**ということ。

漏れたときの管理点検廊できちんと目視点検をするとか、周辺の**地下水についてもモニタリング**をしていくとか。それでもし見つかった場合はきちんと対策を取るというところまで事前にマニュアル化してまいります。

漏えい対策の例

- 処理施設から漏えいしていないかモニタリングを実施します。
- モニタリングで異常を感知した場合は、速やかに遮水壁を築造して漏えいを防止することにより、敷地外まで漏れ出す前に対処することが可能です。



室石参事官の福島原発事故教訓

起きないというから最初に何も対策を取らないのではなく、

どんなに安全なものを造っても起きるという

前提で事前にマニュアルを作り、どうしたらいいかを決めていくというのは必ずしたい

**出来ること、対応出来る範囲のみの事故に限定、
過小評価している。**

原発でいう過酷事故を想定していない。

福島事故の教訓が生かされていない。

マニュアルでどうなるものではない。

日光市岩崎山地崩壊2015年9月



環境省の回答（有識者会議）

市町村長会議からの意見、選定手順・評価項目・評価基準について

【いただいたご意見】 ● 「水源との近接状況」は、安心等の観点からの評価項目ではなく、除外項目とすべき。また、取水口との距離ではなく、その上流域も含めるべき。

【対応について】 ○ 今回計画している埋立地は、放射性汚染物質対処特措法の処理基準に基づいて処分するものであり、**埋立地は水を排出しない遮断型構造**とし、十分に**安全に配慮したもの**とするため、「水源との近接状況」によって、直ちに除外することは考えていません。

コメント：自分の都合のよい想定しか考えず、「想定外」を考慮しない。福島原発事故に学んだと言えるのか？



この侵食作用

谷川に隣接した
わずかな平坦地が
300年間
ずっと安定して存在
し続けられる？

第二監視機関 数十年後～300年？

数十年程度

3 埋立終了後「第2監視期間」

管理点検廊を、ベントナイト混合土で充てんし、万が一コンクリートが劣化しても放射性物質が漏れ出ることのないようにします。以降、長期にわたりモニタリングを継続します。



林道路肩崩落箇所



林道路肩崩落箇所（大滝付近）

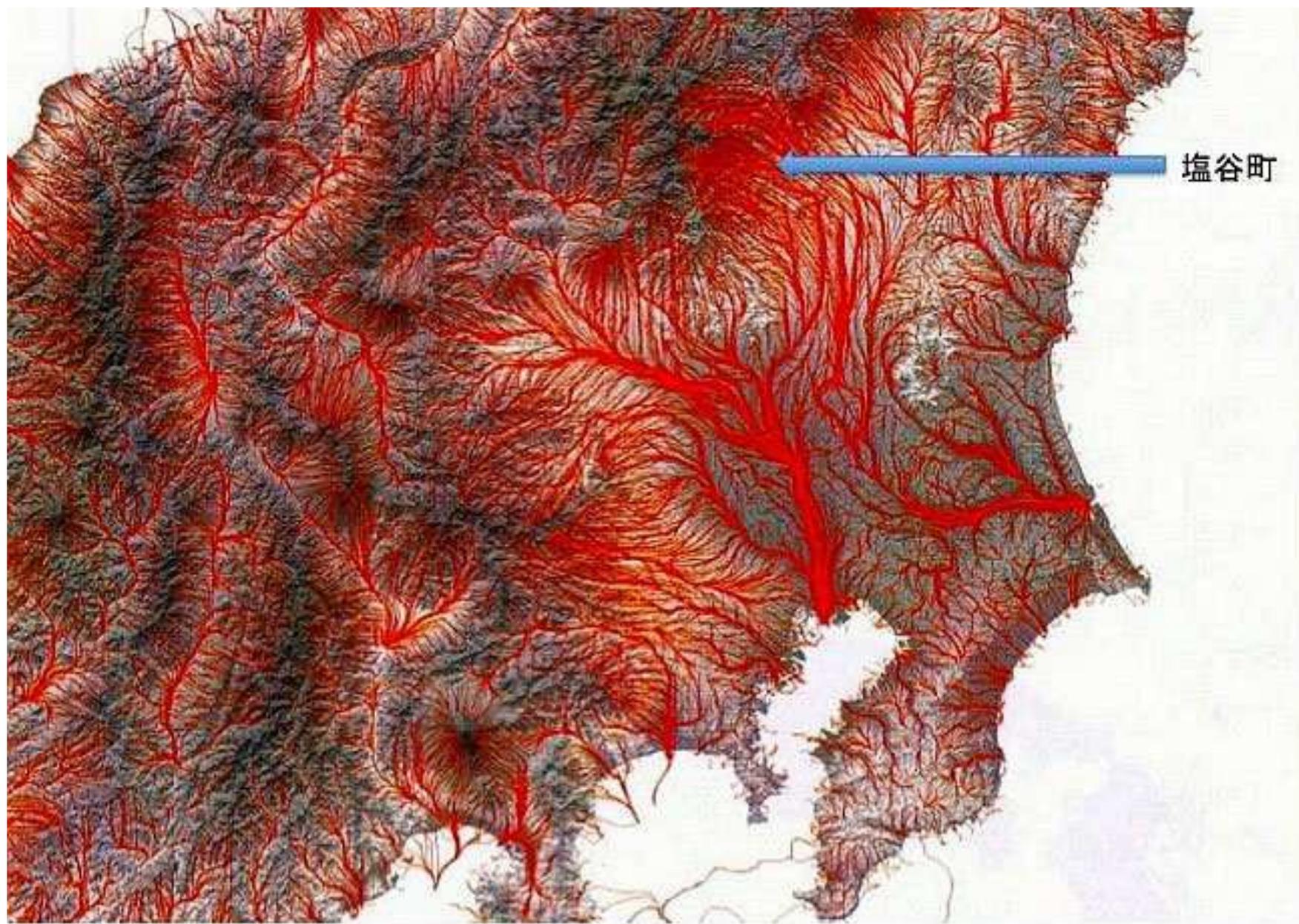


トラック転落・積荷流出の危険性

- 2015年6月29日未明、神奈川県箱根町で大型トレーラーが橋の上から約40メートル転落し、運転手の男性が死亡した。また積み荷の化学物質が川に流れ、アユが死ぬなど被害が広がっている。警察によると29日午前3時ごろ、箱根町の「箱根新道」で大型トレーラーが橋の上から約40メートル下の旧東海道の路上に転落したという。トレーラーは大破して炎上し、運転手の男性が死亡した。また、トレーラーに積まれていたドラム缶の一部が壊れ、プラスチックの原料となる液体状の化学物質「ポリエーテルグリコール」が道沿いの川に流れ出し、アユが死ぬなどの被害が出ている。

トラック転落事故の危険性





地下水流域のシミュレーションモデル©地圏環境テクノロジー

どうやって候補地が決まったか

- 前回の矢板選定
- 今回の塩谷選定

前回の選定手法

1 次スクリーニング

- 候補地として望ましくない地域を、地盤・災害リスク、自然・文化遺産保護、生態系保全等を考慮し「除外する地域等」として抽出し、選定の対象外とした。
 - 地すべり地形箇所 ・ 洪水浸水区域
 - 活断層・推定活断層近接地域 ・ 湿地 ・ 沼地
 - 史跡・名勝・天然記念物所在地 ・ 生物生息保護区 ・ 保護林
- 前回もこれには引っかけなかった

前回の選定手法

- 2次スクリーニング
- 法令面の地域指定条件、自然的条件及び社会的条件からなる補足情報を確認し、
- 総合的に複数の候補地を抽出した。各候補地は表3.2の基準に従い評価した。
- ①地域指定条件
 - 自然公園地域 ・ 自然環境保全地域 ・ 鳥獣保護区 ・ 保安林
- ②自然的条件
 - 希少動植物の生息等 ・ 地形（河川からの距離） ・ 地質状況
- ③社会的条件
 - 水道水源への影響 ・ 公共施設への影響
 - 既存集落への影響 ・ 農業への影響 ・ 遺跡・埋蔵文化財等の保全
 - 既存道路及び林道へのアクセス性 ・ 国有林の権利関係
 - 指定廃棄物相当（8,000Bq/kg超）の廃棄物を排出（保管）する市町村 x 2

前回の選定手法（抜粋）

以下の項目は、係数を「×2」とした。

社会的条件のうち、指定廃棄物相当の排出の有無

理由：施設を整備する候補地を選定する上で、**整備対象となる市町村に指定廃棄物相当の排出があるかどうかは、重視すべき**との判断から、係数を×2とした。

2) 候補地の評価

7箇所の候補地の評価結果の概要を以下に示す(表4.1参照)。各評価項目については、現地確認を行い、妥当性を確認した。その結果、評価点が高く、地形等の条件からみて施設整備が困難となる要因がない候補地 h-1 及び i-3 の2箇所で、現地踏査することとした。

候補地 h-1 :

- ・ 評価点は 33 点を示す。
- ・ 河川と崖地から離れており、自然的条件で高評価。
- ・ 山頂付近の尾根地形に位置し、最大必要面積 4 ha の連続した緩傾斜面を確保可能で、候補地内と周辺部はすでに伐採されており、造成に際する施工性がよい。

候補地 i-3 :

- ・ 評価点は 28 点を示す。
- ・ 鳥獣保護区に該当し地域指定条件で低評価。
- ・ 河川と崖地に近く自然的条件で低評価。
- ・ 水道水源、公共施設、農用地から離れており、社会的条件で高評価。
- ・ 現地は林道と谷の間に位置する段丘面となっており、最小必要面積 3 ha を確保できる連続した平坦面である。

表 4.1 (1) 候補地毎の評価結果

候補地諸元		候補地名	b-1		c-1		h-1		
		所在市町名	大田原市		那珂川町		矢板市		
分類	評価項目	評価基準	評価	点数	評価	点数	評価	点数	
地域指定条件	自然公園地域	普通地域該当の有無	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	自然環境保全地域	普通地区該当の有無	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	保安林	指定の有無	指定されている	1	指定されている	1	指定されている	1	
自然的条件	希少動植物の生息等	希少動植物の存在がある、記録がある(植生自然度区分基準の9,10に該当)	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	地形・地質	地質	地質の軟弱性	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1
		河川	河川までの距離	55m以上	2	55m以上	2	55m以上	2
		崖地	崖地までの距離	50m以下	0	50m以下(河川沿い崖)※	0	50m超	2
社会的条件	水道水源への影響	水道水源からの距離	1km超	4	1km超	4	1km超	4	
	公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	1km超	4	1km超	4	1km超	4	
	既存集落への影響	既存集落からの距離	500m以内	0	500m以内	0	500m以内	0	
	農業への影響	農用地区域からの距離	500m超 1km以内	2	500m超 1km以内	2	500m超 1km以内	2	
	遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	存在しない	2	存在しない	2	存在しない	2	
	既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	面している	2	1km以内	1	1km以内	1	
	国有林の権利関係	分収林の有無	ない	2	ない	2	ない	2	
	指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	あり	4	あり	4	あり	4	
合計			32		31		33		
評価点に関する概要			・評価点は32点を示す ・崖地に近く自然的条件で低評価		・評価点は31点を示す ・崖地に近く自然的条件で低評価		・評価点は33点を示す ・河川と崖地から離れており、自然的条件で高評価		
現地確認による評価			・狭い谷と痩せた尾根に位置しており、地図での地形勾配より起伏が激しく急で、最小必要面積3ha以上の連続した緩斜面を確保できず、施設整備は困難		・狭い谷と痩せた尾根が入り組んだ地形となっており、地図での地形勾配より起伏が激しく急で、最小必要面積3ha以上の連続した緩斜面を確保できず、施設整備は困難		・山頂付近の尾根地形に位置し、最大必要面積4haの連続した緩斜面を確保可能で、候補地内と周辺部はすでに伐採されており、造成に際する施工性がよい		
現地踏査対象候補地			×		×		○		

※ () は現地調査で確認した内容

表 4.1 (2) 候補地毎の評価結果

候補地諸元		候補地名 所在市町名	i-1 塩谷町		i-2 塩谷町		i-3 塩谷町		i-4 塩谷町		
分類	評価項目	評価基準	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	
地域指定条件	自然公園地域	普通地域該当の有無	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	自然環境保全地域	普通地区該当の有無	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する	該当なし	2	該当する	0	該当する	0	該当する	0	
	保安林	指定の有無	指定されている	1	指定なし	2	指定されている	1	指定されている	1	
自然的条件	希少動植物の 生息等	希少動植物の存在がある、 記録がある（植生自然度区分 基準の9、10に該当）	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	地形・ 地質	地質	地質の軟弱性	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1
		河川	河川までの距離	55m以上	2	30m未満	0	30m未満	0	30m未満	0
		崖地	崖地までの距離	50m超	2	50m超	2	50m以下 (河川沿い崖)※	0	50m以下 (河川沿い崖)※	0
社会的条件	水道水源への影響	水道水源からの距離	1km超	4	1km超	4	1km超	4	1km超	4	
	公共施設への 影響	学校・福祉施設等の公共施設 からの距離	1km超	4	500m以内 (町営放牧場)※	0	1km超	4	1km超	4	
	既存集落への 影響	既存集落からの距離	500m超 1km以内	2	500m以内	0	500m超 1km以内	2	1km超	4	
	農業への 影響	農用地区域からの距離	500m以内	0	500m以内	0	1km超	4	1km超	4	
	遺跡・埋蔵 文化財等 の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	存在しない	2	存在しない	2	存在しない	2	存在しない	2	
	既存道路及び 林道への アクセス性	既存道路及び林道までの距離	面している	2	面している	2	面している	2	面している	2	
	国有林の 権利関係	分収林の有無	ない	2	あり (貸地)※	0	ない	2	ない	2	
	指定廃棄物相当 (8,000Bq/kg超)の廃棄物 を排出(保管)する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	なし	0	なし	0	なし	0	なし	0	
合計			30		19		28		30		
評価点に関する概要			・評価点は30点を示す ・候補地は河川と崖地から離れており、自然的条件で高評価		・評価点は19点を示す ・河川に近く自然的条件で劣るほか、候補地内に町営放牧場を含んでおり権利関係並びに公共施設、既存集落、農用地を含むことから社会的条件で低評価		・評価点は28点を示す ・鳥獣保護区に該当し地域指定条件で低評価 ・河川と崖地に近く自然的条件で低評価 ・水道水源、公共施設、農用地から離れており、社会的条件で高評価		・評価点は30点を示す ・鳥獣保護区に該当し地域指定条件で低評価 ・河川と崖地に近く自然的条件で低評価 ・水道水源、公共施設、既存集落、農用地から離れており、社会的条件で高評価		
現地確認による評価			・幾筋かの沢が流下して候補地内を分断しており最小必要面積3haの確保は困難 ・湧水点も確認され、周囲は凹地形の湿地をかたちづくり、これを起点として沢が流下している ・湧水量は豊富で地下水位は高い		・現地確認の結果、町営放牧場が含まれることが明確に確認されたところであり施設整備は困難		・現地は林道と谷の間に位置する段丘面となっており、最小必要面積3haを確保できる連続した平坦面である		・2本の河川に挟まれた急崖地形をなし、地図での地形勾配より起伏が激しく急で、最小必要面積3ha以上の連続した緩斜面を確保できず、施設整備は困難		
			×		×		○		×		
現地踏査対象候補地							○				

※ () は現地調査で確認した内容

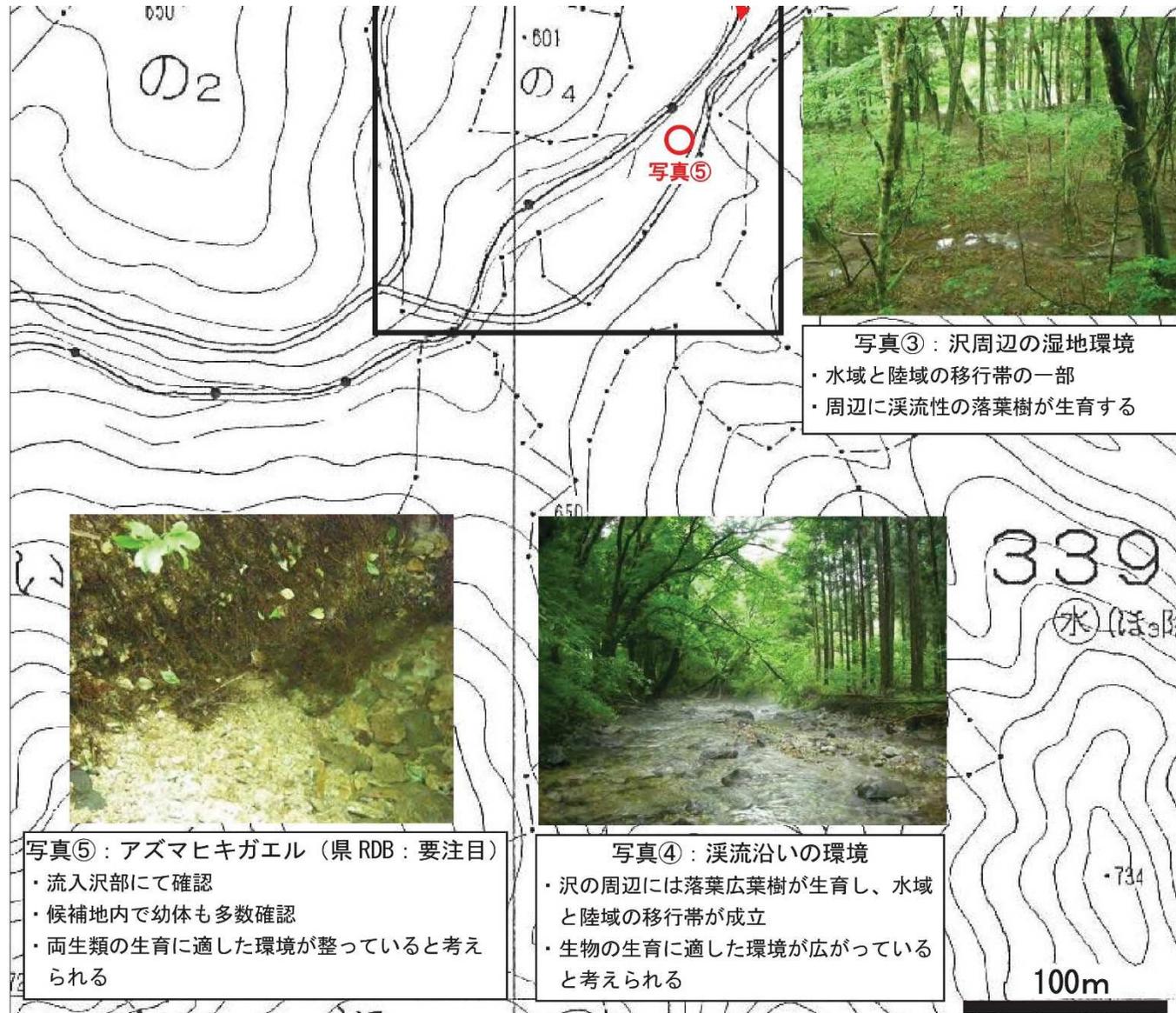
前回の現地調査結果（塩谷）



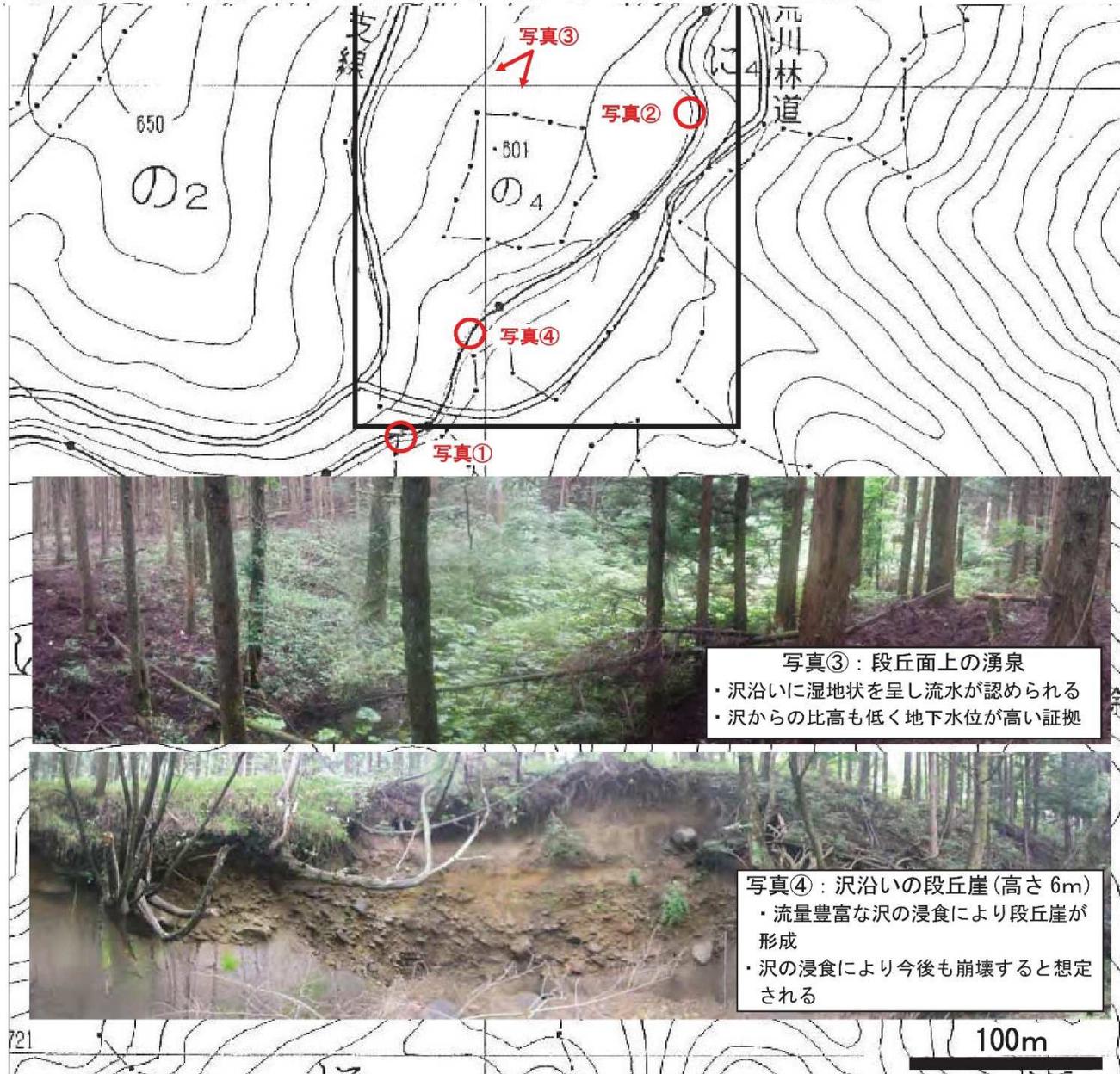
写真②：ニホンアカガエル（県 RDB：B ランク）

- ・候補地全域のスギの林床にて確認
- ・水際から陸域までの環境を活用

前回の現地調査結果（塩谷）



【候補地 i-3 の自然的条件（地形・地質・地下水）に関する現地踏査結果】



4. 4 現地踏査に基づく候補地選定

現地踏査は、平成 24 年 7 月に、候補地 h-1 及び候補地 i-3 で行った。結果を表 4.2 に示す。

表 4.2 現地踏査結果

項 目		候補地	
		h-1	i-3
自然的条件	地形	<ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな勾配の尾根部に位置する ・4ha以上の緩斜面である ・崖地や崩壊地は確認されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の段丘面からなる沢沿いの平坦地に位置する ・3ha程度の平坦地である ・候補地を流量豊富な沢が縦断し、沢の浸食により段丘崖が形成されており、今後も段丘からなる平坦面の浸食が進行すると想定される
	地質	<p>【候補地及び周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露頭を確認したところ、火山礫凝灰岩等の火山碎屑岩が支持層として広がり、これをローム等の被覆層が覆う <p>【候補地外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地の南東に推定活断層の存在が指摘されていることを踏まえ、現地を確認し以下の結果を得た ・候補地端部から直線距離0.8kmに線状模様を確認したが、候補地には延伸しない ・線状模様は大きな山体で分断され、不明瞭である ・線状模様を通る沢には、岩盤が連続して露出しているが、線状模様と同方向の断層はなく、線状模様は活断層でないと判断 ・線状模様周辺の岩盤の露頭を確認したところ、線状模様と同方向の節理が発達していることを確認 ・節理は岩盤が地表に露出し緩むことで形成されたもので、断層を生じさせるような外力により生じたものではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・露頭を確認したところ、凝灰角礫岩等の火山碎屑岩が支持層として分布し、これを段丘堆積物等の被覆層が覆う
	地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路から候補地までの間の沢に流水が確認されるが、候補地は尾根部に位置し涵養域が限られていること、候補地の露頭で地下水による湿潤や湧水が確認されない状況からみて、地下水位は深いと推察 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢から段丘面までの比高は低く、段丘面の凹地に複数の湧水点(湿地状)が確認されるため、候補地の地下水位は浅いと推察

・事前情報では、希小動植物が存在する状況については、別途

自然的条件	地質	<p>【候補地及び周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露頭を確認したところ、火山礫凝灰岩等の火山碎屑岩が支持層として広がり、これをローム等の被覆層が覆う <p>【候補地外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地の南東に推定活断層の存在が指摘されていることを踏まえ、現地を確認し以下の結果を得た ・候補地端部から直線距離0.8kmに線状模様を確認したが、候補地には延伸しない ・線状模様は大きな山体で分断され、不明瞭である ・線状模様を通る沢には、岩盤が連続して露出しているが、線状模様と同方向の断層はなく、線状模様は活断層でないと判断 ・線状模様周辺の岩盤の露頭を確認したところ、線状模様と同方向の節理が発達していることを確認 ・節理は岩盤が地表に露出し緩むことで形成されたもので、断層を生じさせるような外力により生じたものではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・露頭を確認したところ、凝灰角礫岩等の火山碎屑岩が支持層として分布し、これを段丘堆積物等の被覆層が覆う
	地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路から候補地までの間の沢に流水が確認されるが、候補地は尾根部に位置し涵養域が限られていること、候補地の露頭で地下水による湿润や湧水が確認されない状況からみて、地下水位は深いと推察 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢から段丘面までの比高は低く、段丘面の凹地に複数の湧水点(湿地状)が確認されるため、候補地の地下水位は浅いと推察
	動植物	<ul style="list-style-type: none"> ・事前情報では、希少動植物が存在する状況にはないことを把握したうえで現地踏査 ・候補地内の国有林の植生を確認したところ、数年前に伐採済みの土地が広がっており、若齢のスギ植林からなる単一な植生である ・ニホントカゲ(県RDB^{※1}:絶滅危惧Ⅱ類)等が確認されるが、比較的移動能力の高い動物である ・アクセス道路から候補地までの間に存在する沢周辺に湿生植物が多く生育する 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前情報では、希少動植物が存在する状況にはないことを把握したうえで現地踏査 ・候補地内の国有林の植生を確認したところ、大部分が樹高15~20mのスギ植林であるものの、落葉広葉樹林へ遷移しつつある箇所もある ・水域と林床が繋がる環境を生息域とする比較的移動能力の低いニホンアカガエル(県RDB:絶滅危惧Ⅱ類)、ヤマカガシ(県RDB:準絶滅危惧)、アズマヒキガエル(県RDB:要注目)等の両生・爬虫類の他、移動能力の高い鳥類のクロツグミ(県RDB:準絶滅危惧)を確認 ・候補地及び候補地北側の沢や南西側の溪流周辺には、水域と陸域を繋ぐなだらかな移行帯が形成され、動植物の良好な生息生育環境が存在する
社会的条件	アクセス道路	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装済みアクセス道路(幅4m)が存在し、当該アクセス道路から国有林内に作業道が存在し、国有林内のみを通過する作業道により候補地までのアクセスが可能 ・候補地周辺にも国有林内が広がっており、アクセス道路からの接続道路を作業道の拡幅等により整備することは可能 ・全般に緩傾斜で、若齢のスギの伐採ですむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林内を通る既存林道を約1kmほど拡幅することでアクセス確保は可能 ・樹齢が大きいスギや広葉樹林を伐採する必要がある
	水利用	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地及びその周辺では水利用は確認されなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地及びその周辺では水利用は確認されなかった
	集落・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・直線距離300mに民家が1軒あるが、山頂を隔てた候補地と異なる斜面側に存在しており、候補地とは隔離されている ・当該民家以外の集落は500m以内には存在していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・近接集落まで直線距離1.5kmと離れている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・0.5~0.9 μ Sv/h 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.3~0.6 μ Sv/h 	

2) 候補地の評価

7箇所候補地の評価結果の概要を以下に示す(表4.1参照)。各評価項目については、現地確認を行い、妥当性を確認した。その結果、評価点が高く、地形等の条件からみて施設整備が困難となる要因がない候補地 h-1 及び i-3 の2箇所、現地踏査することとした。

候補地 h-1 :

矢板 塩田

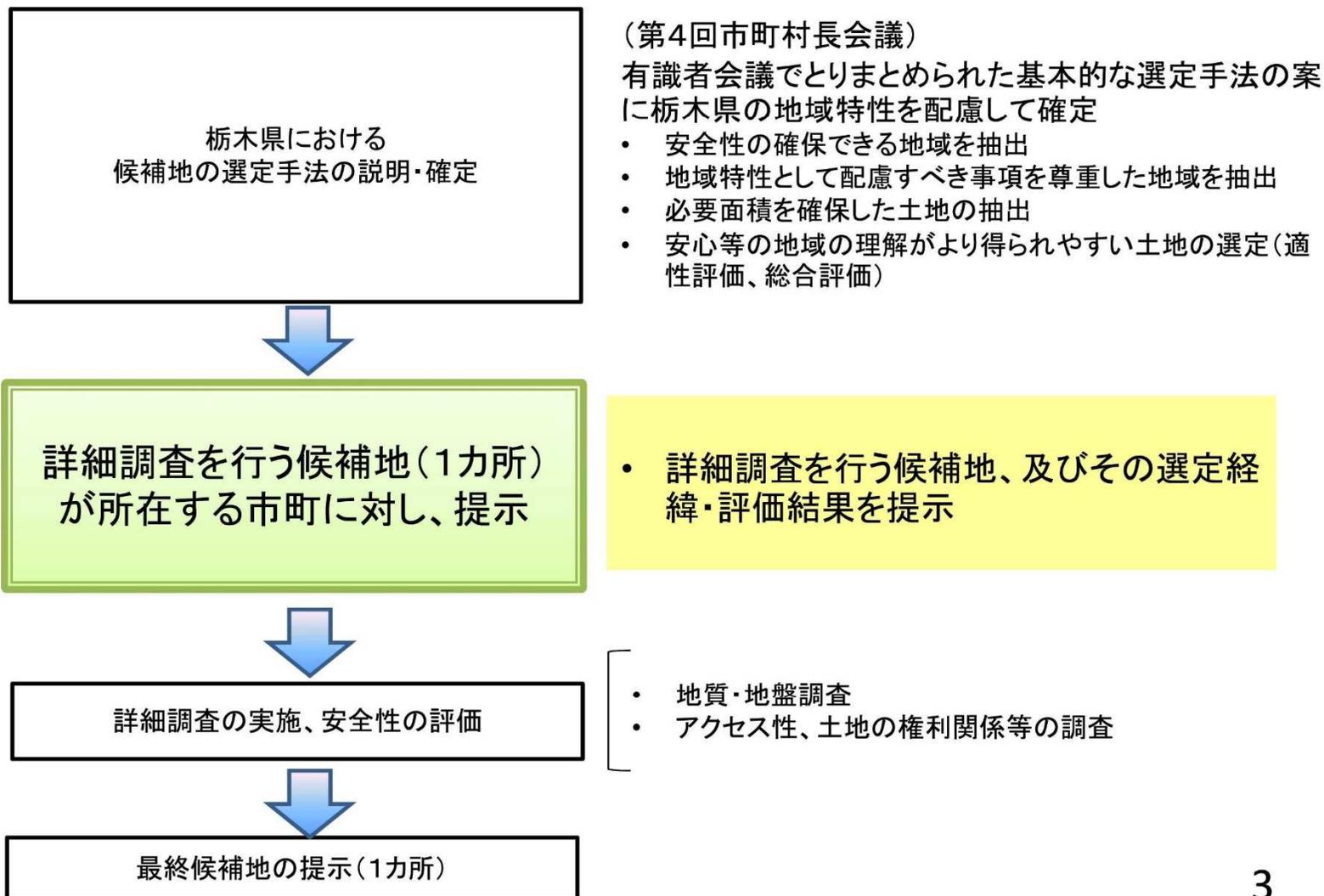
- ・評価点は33点を示す。
- ・河川と崖地から離れており、自然的条件で高評価。
- ・山頂付近の尾根地形に位置し、最大必要面積4haの連続した緩傾斜面を確保可能で、候補地内と周辺部はすでに伐採されており、造成に際する施工性がよい。

候補地 i-3 :

塩谷 寺島入

- ・評価点は28点を示す。
- ・鳥獣保護区に該当し地域指定条件で低評価。
- ・河川と崖地に近く自然的条件で低評価。
- ・水道水源、公共施設、農用地から離れており、社会的条件で高評価。
- ・現地は林道と谷の間に位置する段丘面となっており、最小必要面積3haを確保できる連続した平坦面である。

(1) 候補地選定の進め方



(2) 候補地の選定手法(安全等の確保に関する事項)

■ 基本的な考え方

- 前提として、適切な構造の施設を建設。国が長期にわたり維持管理を実施。
- 安全な処分に万全を期すため、自然災害のおそれがある地域を除外
- 施設の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

■ 避けるべき地域

(a) 自然災害を考慮して避けるべき地域

地形・地盤に起因する
自然災害を考慮

地すべり、斜面崩壊、
土石流、洪水、雪崩、
地震(活断層及びその近傍)
津波、火山噴火、陥没

(b) 自然環境を特に保全すべき地域

特に優れた自然環境の
保全に及ぼす影響を考慮

自然公園特別地域、
自然公園普通地域(国立、
国定公園)
自然環境保全地域特別保
護地区
鳥獣保護区特別保護地区
など

(c) 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域

歴史上または学術上価値の高い
遺跡等の保護に及ぼす影響を考慮

史跡・名勝・天然記念物の
所在地

(3) 候補地の選定手法(地域特性として配慮すべき事項)

■ 基本的な考え方

最終処分場等の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項については、最大限尊重する

■ 地域特性として配慮すべき事項

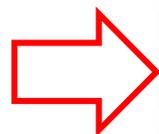
市町村長会議における議論及びアンケート調査結果を踏まえ、栃木県における地域特性として配慮すべき事項として以下の2点を考慮する

1. 対象とする土地

利用可能な国有地に加え、利用可能な県有地も対象とする。

2. 指定廃棄物の保管状況

安心等の評価のうち総合評価において、指定廃棄物の保管状況は重み付けを1/2とする。

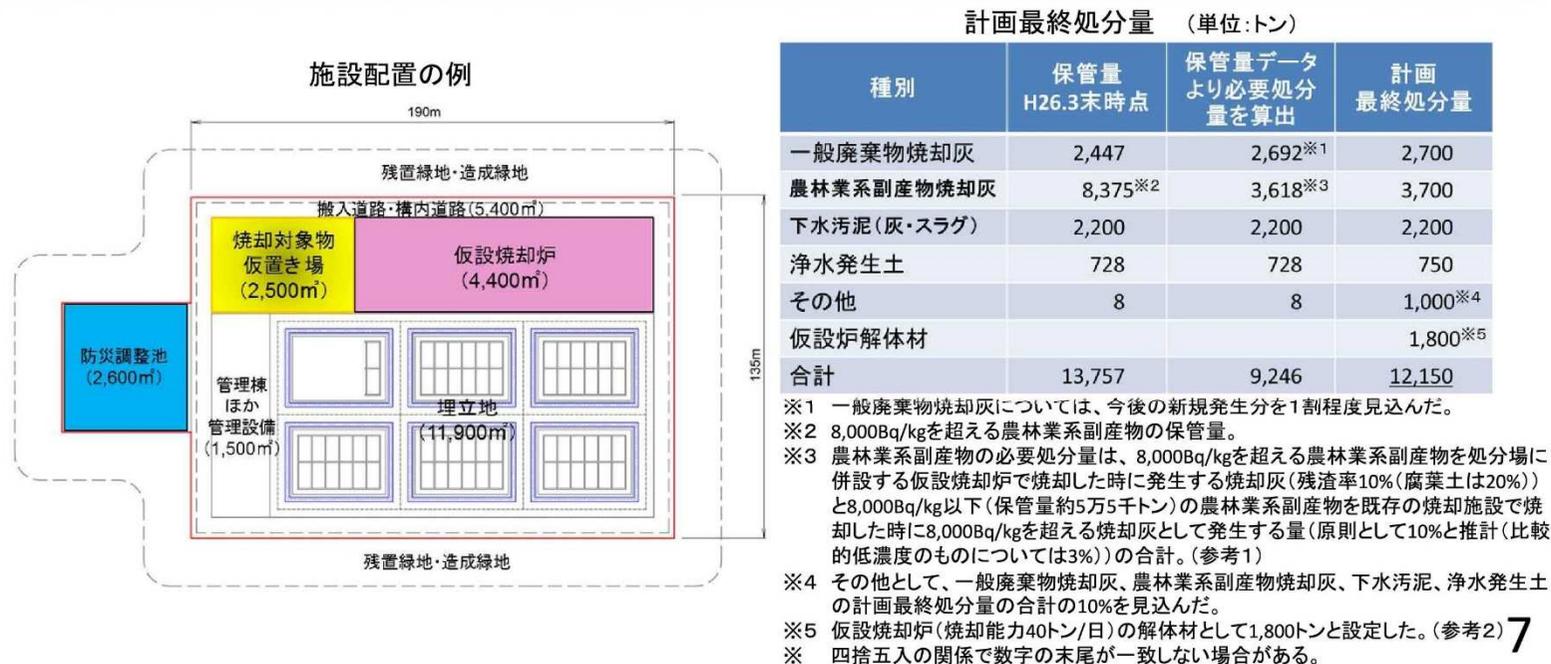


(4) 候補地の選定手法(必要面積を確保した土地の抽出)

■ 抽出の条件

- ・利用可能な国有地および県有地を対象とし、必要面積(埋立地+仮設焼却炉等)約2.8haを確保できるなだらかな地形(平均的な傾斜が15%(=約9度)以下)の土地を抽出
- ・空中写真、現地確認により土地の確認を実施

※必要面積については、平成26年3月末のデータに基づいて算出



(5) 候補地の選定手法(安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定)

■基本的な考え方

- 生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度及び指定廃棄物の保管状況からみて候補地として望ましい土地を選定
- これまでの市町村長会議での議論やアンケート結果を踏まえて、栃木県における地域特性として配慮すべき事項として、総合評価における指定廃棄物の保管状況は重み付けを1/2とする

■評価項目と評価基準

(1) 生活空間との近接状況	1) 住居のある集落との距離 <ul style="list-style-type: none">住居のある集落(住民が居住する建物)と候補地の距離で評価住居のある集落:500mメッシュで整理された人口データ(国勢調査)において、人口が1名以上記録されているメッシュ内の建物を指す
(2) 水源との近接状況	2) 水利点(水道・農業)との距離 <ul style="list-style-type: none">水道用水と農業用水を取水している表流水や伏流水を対象とした水利点から候補地までの距離で評価地下水については、水道水源となっている場合には、取水施設から候補地までの距離で評価
(3) 自然度	3) 植生自然度(1~10段階) <ul style="list-style-type: none">自然度の低い方が候補地として高評価。
(4) 指定廃棄物の保管状況	4) 指定廃棄物の保管量 <ul style="list-style-type: none">指定廃棄物の保管の有無や保管量を比較して評価広域的な公共事業(上下水道、ごみ処理)から発生する指定廃棄物は、当該指定廃棄物を保管している市町村だけでなく、受水・排水している市町村に応分の割り戻しを行う。 <p>※8,000Bq/kg超の未指定の廃棄物の保管量を含む</p>

選定結果

候補地 番号	所在地	種別	①生活空間との近接状況(m)		②水源との近接状況(m)		③自然度		④指定廃棄物の保管状況		合計
			5: 4,000m超 4: 2,000m超 4,000m以下 3: 1,000m超 2,000m以下 2: 500m超 1,000m以下 1: 500m以下		5: 4,000m超 4: 2,000m超 4,000m以下 3: 1,000m超 2,000m以下 2: 500m超 1,000m以下 1: 500m以下		5: 植生自然度3以下 4: 植生自然度4,5 3: 植生自然度6 2: 植生自然度7,8 1: 植生自然度9,10		2.5: 4桁(1,000t以上) 2 : 3桁(100t以上1,000t未満) 1.5: 2桁(10t以上100t未満) 1 : 1桁(0t以上10t未満) 0.5: 0桁(0t)		
1	ナガイ ヤイタシ 長井(矢板市)	県有地	500m以下	1	500m超 1,000m以下	2	6	3	3桁	2	8.0
2	オオイシクボ ヤイタシ 大石久保(矢板市)	国有地	500m超 1,000m以下	2	1,000m超 2,000m以下	3	6	3	3桁	2	10.0
3	シヤカガダケ シオヤマチ 釈迦ヶ岳(塩谷町)	国有地	500m超 1,000m以下	2	2,000m超 4,000m以下	4	6	3	2桁	1.5	10.5
4	カミテラシマ シオヤマチ 上寺島(塩谷町)	県有地	500m超 1,000m以下	2	1,000m超 2,000m以下	3	6	3	2桁	1.5	9.5
5	テラシマイリ シオヤマチ 寺島入(塩谷町)	国有地	1,000m超 2,000m以下	3	2,000m超 4,000m以下	4	6	3	2桁	1.5	11.5

詳細調査後の流れ

「詳細調査＝建設ではない」の嘘

- 詳細調査



- 有識者検討会
 - 建設可否判定？
 - ※不適地となる可能性はあるかの質問（次ページ）



- 建設着工

塩谷町ありき . . .

《町からの質問に対する環境省の回答》(H26.11.18付の町からの質問に対してH27.1.16付で環境書省より回答)

6. 環境省からの説明等では、「詳細調査」の結果により判断という答弁が見受けられますが、寺島入国有地を詳細調査した後に、諸条件が合致せず候補地として不適地であるという判断もあり得るのでしょうか。ご見解をお伺いします。

(回答)

栃木県における指定廃棄物の処理施設の詳細調査を行う候補地は、第4回市町村長会議（平成25年12月24日）において確定した選定手法に基づき、自然災害を考慮して避けるべき地域や自然環境を特に保護すべき地域などをあらかじめ除外するなどした地域です。今後は、確定した選定手法に基づき選定作業を行った結果として選定された詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における安全性についての評価等を行う予定ですが、このように、詳細調査は市町村長会議において確定した選定手法におけるプロセスの一環として、必要な対策を検討し、安全面での支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能なことを確認するために行うものです。

したがって、基本的には、現在の詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における評価等を行った後、最終的な候補地としてご提示できるものと考えています。

有識者会議は信用出来ない

- 住民の側に立った発言は、ほとんど期待出来ない
- 有識者は自分の専門以外は素人であり、専門も限定され本当に必要な検討が十分されない。（候補地を見て誰も異議を唱えない）
- 環境省が仕切っていて、前提（つくること）に疑問をはさむと意見を止められる。
- 有識者が言ったことでも、環境省に都合が悪いと無視される。（放射線管理専門家が指定廃棄物は300年保管が妥当と言っているのに、環境省は130年を採用）
- 有識者は国が選び、国が金を払う。中立性が担保出来るはずがない。（特に複数回選ばれる専門家）
- 平気で嘘をつく

大迫政浩国立環境研究所資源循環廃棄物 研究センター長

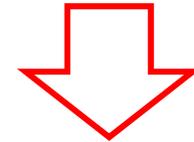
第2回フォーラムにて「何かあったら責任は取れるのか」の質問に対して、

(前略) われわれ**科学者としての良心**で**技術的な側面から判断**させていただいているので、私がまだしばらく現役、さらにこの後**生きている限りにおいては**、この問題の対処ということに対する判断は**責任を持っている**というふうに思っております。**そういった覚悟で対応**しているということでございます

国策研究で、何かあって、責任を取った学者・研究者が居たか？

国や環境省は信頼・信用出来ない

次ページ参照



- 詳細調査をさせてはいけない
 - 詳細調査⇒どんな条件でも必要な措置をして建設するつもり
 - 詳細調査の後にワンクッション（有識者会議のお伺い）おいて判断する。※なんの歯止めにもならない
 - 目視調査も詳細調査と見なされる
- 住民説明会を開催させてはいけない
 - 住民の意見を聞いて、不安が払拭されたことにされる
 - 建設に同意したことにされる
- 住民から質問状・アンケート返事を出すのも危険
 - 十分住民の不安に答えたことにされる
 - まともな答えが返って来たことはない
 - 丁寧な回答は、口調だけ、納得の行く回答は出ない

市町村長会議とは？

黙っていると賛同とみなされる。

- どんなことでも主張すべき。言ったことは採用される
とは限らない。（群馬では「名水百選」、栃木では
「保管量評価が半分に」）
- 環境省の思惑の範囲内で可能
- 環境省が決めてあることは、頑として採用しない↓
- 市町村長会議でこの問題の解決法が決められることで
いいのか議論すべき（技術や予備知識が十分でないま
ま、決断させられることになる）
- 実際に、第5回目で鹿沼市長が、「指定廃棄物の選定
方法に市町村長会議として合意されたとするのは不本
意」との意見が出され「市町村長会議で決まった」→
「市町村長会議の意見をふまえ環境省が決めた」

塩谷候補地の問題点

問題だらけ 結論ありき・・・

- 本来、安定した土地（何もしなくても安全な土地）すべき
 - 上流での土砂崩れにより堰止湖が出来ると危険
 - 堅牢な建物が必要な段階でアウト
 - 敷地に水（湧水・流水・隣接する川からの越流冠水）
 - 何かあっても対応出来る監視体制（山の中、大雨で道路寸断、落雷火災・森林消火対応）
 - 直に対応出来る専門家が常時待機（東京からでは遅い）
 - 敷地へのアクセス道路が谷川沿い（積荷・トラック転落）
箱根のエチレングリコールトレーラー転落事故はどうなった？
 - 特に冬季は積雪、路面凍結スリップ危険
 - **日光・高原山は雷様のメッカ、落雷停電によるトラブル**
 - 世界遺産日光にも近い
 - **煙突より高い両側の峰、煙は谷を這い谷を汚染させる**
- 専門家は厚い粘土層、関東ローム層を勧める（霞ヶ関）

国・環境省は何をしたい？

- 東電の排出者責任はウヤムヤにしたい。
 - 東電を守りたい
- ↓
- どうやって？
 - 放射能排出者の責任ではなく、付着してゴミになったものの排出者責任に転化させる
 - 東電ではなく国・自治体が責任を持って対応（特措法）

国・環境省は何をしたい？

- 立地自治体は、過酷事故があっても、除染すれば再び住める・存続出来るコトにしたい。
 - 指定廃棄物を持ってこられては困る。
 - 出来れば県外へ持って行って欲しい。



- どうやって？
 - **各県処分**することにする。（特措法基本方針）
言い訳
 - **福島にこれ以上負担を掛けられない**
 - **福島にもどりたい人たちが居る**
 - **放射能が付着したモノを排出させた場所で処分すべき**

国・環境省は何をしたい？

- 除染や復興で原発関連企業・ゼネコンを儲けさせたい。
 - 瓦礫焼却炉や汚染木材バイオマス発電施設建設。
 - 指定廃棄物処分場建設、山奥に道路建設。



- どうやって？
 - **各県一箇所処分**（特措法処理方針）
 - 1箇所とすることで大規模施設
 - しかも人里から離れた場所＝山奥にしか作れない
 - 建設・運搬道路建設
 - 山奥に危険な場所への建設には安全のための工事必要
 - 掛かる費用は税金ではなく、東電の負担
 - 東電の負担＝国の補助＝電気を使う国民の負担

これまでの選定経緯

- **放射性物質汚染対処特措法（平成24.1.1施行）**
 - 指定廃棄物は**国が処分**する。
- **特措法に基づく基本方針（平成23.11.11閣議決定）**
 - 指定廃棄物の処理は、**排出された都道府県**で！
 - （自分のゴミは自分のところで処分すべき）
 - （福島にこれ以上負担を掛けられない）
- **指定廃棄物の今後の処理の方針（平成24.3.30環境省公表）**
 - 保管がひっ迫している都道府県では、平成26年度末を目標に、国が必要な処分場等を**集約して設置**。
 - **県内一箇所（理由は・・・？）**
 - （一県一カ所という方針の下で粛々とやっていかせていただいているということでございます。そこについてはぜひご理解をお願いしたいby環境省）

なぜ、そこまでするか？

- 国策・原発を止めたくない
 - 原発推進で培った手口を活用
 - 情報操作
 - 金のばら撒き
 - 住民の分断
 - ※ 今回の町長選挙

環境省の手口（原発推進派と同じ）

- 有識者（専門家・第三者）会議と称し、学者や専門家を雇いお墨付き。
- 都合の悪い事実は、考えない、想定しない。
- 都合の悪い事実は隠す、隠せなければ無視する。
- 都合の良い仮定を繰り返して重ねて、現実とかけ離れた結果を捏造する。
- 都合の良いデータ・研究は、どんなにレアでも積極的に採用する。
- 都合の良いデータを作る努力を惜しまない。
- 出てきた都合の良いデータを、金をバンバン使って宣伝し、それが事実のように思い込ませる。
- そのような宣伝を丁寧な説明と称し実績にする。

すべての元凶・国策原発

- 我々の抱える問題
 - 指定廃棄物処分場問題
 - 保養・移住
 - 広まらない・資金不足
 - 甲状腺エコー検査
 - 国はエコー検査有害論（那須塩原市鈴木元氏）
 - 年間20mSv地域帰還問題
- 放射能（に限らず地震・噴火）の危険性が正しく認識されない
- 原発が国策である限り、解決は難しい。
 - ここをたたくべき

国策 ≠ 住民の幸せ

- 戦前～敗戦まで、満州開拓は国策だった。
- 大陸政策の要、昭和恐慌下の農村更生策
- 長野は開拓移民が最も多かった県
- 分村移民) 村ぐるみで満州に移民すれば、特別助成金、別途助成金を村の道路整備や産業振興のためにあげますよ・・・という政策
- その結果、引き上げの過程で多くの犠牲者
- 下伊那地域の町村会長吉川亮夫（あきお）は、「補助金をもらうための開拓民の争奪」と批判
 - それでも、日本人は「戦争」を選んだ 加藤陽子
- 国策会社「チツソ」を守るための水俣病隠蔽も
- ※塩谷町長選挙でのパイプ政治誘導も

住民を守る最後の砦 = 自治体

- 相手「国策原発」は大きい
- でも、大元のこれを崩さなくては、ダメ
- 保養や甲状腺検査などの実務も大事、でも、大元をたたくことも並行してやる必要ないか
- まずは、全てが繋がっていることを知る
- 知った人たちが、つながり協力する
- 多くの人たちに知らせる
- 希望は、多くの人たちが気が付き始めた。
 - 東北・塩谷など国や国策企業による仕打ち

ご静聴、ありがとうございました。